

那覇市公報

号外第708号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）・1349
- 那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こどもみらい課）・1352
- 那覇市下水道条例の一部を改正する条例（上下水道局企画経営課）・・・・・・1354
- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）・・・・・・1359
- 那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例（学校教育課）・・・・・・1362
- 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（学校給食室）・・・1373
- 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
（人事課）・・・・・・1375
- 那覇市飼い犬条例の一部を改正する条例（環境保全課）・・・・・・1378
- 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）・・・・・・1384
- 那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）・・・1388
- 那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅室）・・・・・・1393
- 那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例の一部を改正する条例（学校教育課）・・・・・・1395

◇規 則

- 那覇市会計規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則
（行政経営課）・・・・・・1397
- 那覇市教育委員会に対する事務委任規則及び市長の権限に属する事務の
補助執行に関する規則の一部を改正する規則（行政経営課）・・・・・・1401
- 那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）・・・・・・1404

○那覇市契約規則の一部を改正する規則（契約検査室）	1406
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を 改正する規則（人事課）	1408
○那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（消防本部予防課）	1413
○那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則 （消防本部総務課）	1440
○那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則（税制課）	1443
○那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（人事課）	1447
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1456
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則（人事課）	1460
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1466
○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則 （人事課）	1472
○那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅室）	1474
○那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （こどもみらい課）	1476
○那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則の一部を改正する規則 （環境保全課）	1479
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 （人事課）	1487

◇訓 令

○那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令（行政経営課）	1493
○那覇市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令（行政経営課）	1496
○那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の一部を改正する訓令 （契約検査室）	1498
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 （人事課）	1500

○那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令(行政経営課・共同訓令)・	1504
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (行政経営課・共同訓令)・	1506
○那覇市消防広域化等検討委員会規程の一部を改正する訓令 (消防本部総務課)・	1508

◇告 示

○那覇市職員等の公益通報に関する要綱(人事課)・	1510
--------------------------	------

◇消防本部訓令

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)・	1506
---------------------------------	------

◇上下水道局規程

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)・	1506
---------------------------------	------

◇教育委員会教育長訓令

○那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)・	1504
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)・	1506

◇公平委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・	1515
----------------------------	------

◇福祉事務所長訓令

○那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令(福祉政策課)・	1518
-----------------------------------	------

条 例

那覇市条例第 1 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 7 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、同条第4号中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。	付 則 7 平成17年4月1日から平成24年3月31日までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、同条第4号中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号。以下「給与条例」という。)付則第7項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。	付 則 3 平成17年4月1日から平成24年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号。以下「給与条例」という。)付則第7項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 6 平成17年4月1日から平成22年3月31日	付 則 6 平成17年4月1日から平成24年3月31日

までの間、第3条中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とする。	までの間、第3条中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市条例第 2 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市久場川保育所	那覇市首里久場川町2丁目18番地8
[略]	

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市久場川保育所	那覇市首里久場川町2丁目18番10
[略]	

那覇市条例第 3 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) [略] (12) 義務者 法第10条第1項第1号から第3号までの規定の各号のいずれかに該当する者をいう。 (13) [略] (14) 責任技術者 社団法人日本下水道協会沖縄県支部に下水道排水設備工事の責任技術者として、登録された者をいう。 (排水設備の設置等) 第4条 義務者は、公共下水道の使用開始の日から遅滞なく排水設備を設置しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、この限りでない。 (1) [略] (2) 災害があった場合において、特に<u>必要がある</u>と認められるとき。 (3) その他特別の<u>必要</u>があると認められるとき。 (汚水と雨水の分流) 第5条 排水設備は、汚水と雨水を分流<u>せしめる</u>ものとする。 2 [略] (指定工事店の指定) 第11条 指定工事店は、次に掲げる要件を備えている者のうちから管理者が指定する。 (1)～(3) [略]	(用語の定義) 第3条 [略] (1)～(11) [略] (12) 義務者 法第10条第1項各号の<u>いずれかに</u>該当する者をいう。 (13) [略] (14) 責任技術者 日本下水道協会沖縄県支部に下水道排水設備工事の責任技術者として、登録された者をいう。 (排水設備の設置等) 第4条 義務者は、公共下水道の<u>供用が開始された場合は</u>、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、この限りでない。 (1) [略] (2) 災害があった場合において、特に<u>その必要がない</u>と認められるとき。 (3) その他特別の<u>事情</u>があると認められるとき。 (汚水と雨水の分流) 第5条 排水設備は、汚水と雨水を分流<u>させる</u>ものとする。 2 [略] (指定工事店の指定) 第11条 [略] (1)～(3) [略]

(4) 指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(5)～(7) [略]

(指定の更新及び届出義務)

第16条 [略]

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を書面により管理者に届けなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) その他管理者が定めるとき。

3～4 [略]

(水洗便所)

第23条 し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下この条において同じ。)によらなければならない。

2 第8条及び第9条の規定は、処理区域内においてくみ取り便所を水洗便所に改造する場合に準用する。

(し尿浄化槽の廃止)

第24条 処理区域内においてし尿浄化槽が設けられている建築物を所有する者は、管理者が特別に理由があると認める場合を除くほか、当該処理区域についての法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始する日から3年以内にそのし尿浄化槽を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにしなければならない。

2 管理者は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該し尿浄化槽を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにすることを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、し尿浄化槽を廃止する

(4) 指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。

(5)～(7) [略]

(指定の更新及び届出義務)

第16条 [略]

2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) その他管理者が定める事項

3～4 [略]

(水洗便所)

第23条 し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。次項において同じ。)によらなければならない。

2 第8条及び第9条の規定は、処理区域内においてくみ取便所を水洗便所に改造する場合に準用する。

(浄化槽の廃止)

第24条 処理区域内において浄化槽が設けられている建築物を所有する者は、管理者が特別に理由があると認める場合を除くほか、当該処理区域についての法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始する日から3年以内にその浄化槽を廃止して汚水を公共下水道に直接放流できるようにしなければならない。

2 管理者は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該浄化槽を廃止して汚水を公共下水道に直接放流できるようにすることを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、浄化槽を廃止するのに必要

のに必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該し尿浄化槽を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにしていないことについて、相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

3～4 [略]

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第26条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。第28条において同じ。)を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(除害施設の設置等)

第27条 使用者は、次の各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設の設置又は必要な措置(次条及び第29条において「除害施設の設置等」という。)をとらなければならない。

(1)～(4) [略]

第28条 次の各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は除害施設の設置等をしなければならない。

(1)～(6) [略]

(使用料の算定)

第34条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、次に定めるところにより算定した基本料金と従量料金の合計額とする。

な資金の調達が困難な事情がある場合等当該浄化槽を廃止して汚水を公共下水道に直接放流できるようにしていないことについて、相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

3～4 [略]

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第26条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。第28条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(除害施設の設置等)

第27条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設の設置又は必要な措置(次条及び第29条において「除害施設の設置等」という。)をとらなければならない。

(1)～(4) [略]

第28条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は除害施設の設置等をしなければならない。

(1)～(6) [略]

(使用料の算定)

第34条 [略]

種別\区分	水量	料金
[略]		
備考 [略]		

2 [略]

(減量認定)

第37条 現に使用する水量のうち、散水、製氷等により公共下水道に排出しない水量が、1使用月につき50立方メートル以上であるときは、管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、次条で定めるところにより当該使用者の排出汚水量を認定するものとする。

2～5 [略]

(排水設備の権利義務の承継)

第41条 排水設備の所有者が変わったときは、その権利義務を受け継いだものとみなす。

(罰則)

第53条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1)～(8) [略]

種別\区分	排出汚水量	料金
[略]		
備考 [略]		

2 [略]

(減量認定)

第37条 現に使用する水量のうち、散水、製氷等により公共下水道に排出しない水量があるときは、管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、次条で定めるところにより当該使用者の排出汚水量を認定するものとする。

2～5 [略]

第41条 削除

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1)～(8) [略]

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市条例第 4 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(個室型店舗の避難管理)</u> 第49条の2 <u>カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの(以下「個室型店舗」という。)の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。</u>
<u>(防火管理者)</u> 第55条 [略] 2 [略]	<u>(消防訓練の実施等)</u> 第55条 [略] 2 [略] 3 <u>防災管理者は、法施行規則第51条の8第3項の避難訓練を実施しようとするとき及びその訓練が終了したときは、その旨を消防署長に届け出なければならない。</u>
<u>(教育担当者の選任等)</u> 第56条 法第8条に規定する防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)の一部を令第1条の2第3項に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「<u>業務受託者</u>」という。)は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、消防機関が行う防火管理業務に関する講習を受けた者のうちから防火管理業務に関する教育の担当者(以下「<u>教育担当者</u>」という。)を選任し、防火管理業務に従事する者に対する必要な教育を行わせなければならない。	<u>(教育担当者の選任等)</u> 第56条 法第8条に規定する防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)の一部を令第1条の2第3項に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「<u>防火管理業務受託者</u>」という。)は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、消防機関が行う防火管理業務に関する講習を受けた者のうちから防火管理業務に関する教育の担当者(以下「<u>防火教育担当者</u>」という。)を選任し、防火管理業務に従事する者に対する必要な教育を行わせなければな

2 <u>業務受託者は、前項の規定により教育担当者を選任したときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。</u>	らない。 2 <u>法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条に規定する防災管理上必要な業務(以下「防災管理業務」という。)の一部を令第4条の2の4に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防災管理業務受託者」という。)</u>は、<u>防災管理業務を担当する営業所ごとに、消防機関が行う防災管理業務に関する講習を受けた者のうちから防災管理業務に関する教育の担当者(以下「防災教育担当者」という。)</u>を選任し、<u>防災管理業務に従事する者に対する必要な教育を行わせなければならない。</u> 3 <u>防火管理業務受託者又は防災管理業務受託者は、前2項の規定によりそれぞれ防火教育担当者又は防災教育担当者を選任したときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける避難通路に面する外開き戸が改正後の那覇市火災予防条例第49条の2の規定による個室型店舗の避難管理の基準に適合しないときは、当該個室については、平成23年3月31日までの間は、この規定は適用しない。

那覇市条例第 5 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例

那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、<u>小学校、中学校及び幼稚園</u>を設置する。 (<u>小学校</u>の名称及び位置) 第2条 <u>小学校</u>の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (<u>中学校</u>の名称及び位置) 第3条 <u>中学校</u>の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。 (<u>幼稚園</u>の名称及び位置) 第4条 <u>幼稚園</u>の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。 [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、<u>幼稚園、小学校及び中学校</u>を設置する。 (<u>幼稚園</u>の名称及び位置) 第2条 <u>幼稚園</u>の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (<u>小学校</u>の名称及び位置) 第3条 <u>小学校</u>の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。 (<u>中学校</u>の名称及び位置) 第4条 <u>中学校</u>の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。 [別表第1(<u>第2条関係</u>) 別記] [別表第2(<u>第3条関係</u>) 別記] [別表第3(<u>第4条関係</u>) 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中那覇市立天久幼稚園の項及び別表第2の改正規定中那覇市立天久小学校の項に係る部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1

小学校の名称	位置
那覇市立安謝小学校	那覇市安謝2丁目15番28号
那覇市立城東小学校	那覇市首里石嶺町2丁目74番地の1
那覇市立城北小学校	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
那覇市立城西小学校	那覇市首里真和志町1丁目5番地
那覇市立城南小学校	那覇市首里崎山町4丁目35番地の2
那覇市立真嘉比小学校	那覇市字真嘉比209番地
那覇市立泊小学校	那覇市泊2丁目23番地の9
那覇市立大道小学校	那覇市字大道146番地の1
那覇市立松川小学校	那覇市松川1丁目7番1号
那覇市立識名小学校	那覇市識名2丁目2番1号
那覇市立壺屋小学校	那覇市牧志3丁目14番12号
那覇市立若狭小学校	那覇市若狭2丁目16番1号
那覇市立前島小学校	那覇市前島1丁目7番1号
那覇市立久茂地小学校	那覇市久茂地3丁目26番27号
那覇市立神原小学校	那覇市樋川2丁目7番1号
那覇市立真和志小学校	那覇市寄宮3丁目1番1号
那覇市立与儀小学校	那覇市与儀1丁目1番1号
那覇市立城岳小学校	那覇市楚辺2丁目1番1号
那覇市立天妃小学校	那覇市久米1丁目3番2号
那覇市立開南小学校	那覇市泉崎1丁目1番6号
那覇市立垣花小学校	那覇市山下町17番1号
那覇市立小禄小学校	那覇市字小禄1150番地
那覇市立高良小学校	那覇市高良2丁目12番1号
那覇市立宇栄原小学校	那覇市字小禄1066番地
那覇市立松島小学校	那覇市古島2丁目30番地の12

那覇市立古蔵小学校	那覇市字古波蔵393番地
那覇市立上間小学校	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立大名小学校	那覇市首里大名町1丁目49番地
那覇市立石嶺小学校	那覇市首里石嶺町4丁目360番地の8
那覇市立仲井真小学校	那覇市字仲井真173番地
那覇市立金城小学校	那覇市金城4丁目3番地の1
那覇市立曙小学校	那覇市曙2丁目18番地1号
那覇市立小禄南小学校	那覇市小禄4丁目14番地1
那覇市立真地小学校	那覇市字真地313番地
那覇市立さつき小学校	那覇市字栄原1丁目12番1号
那覇市立銘苅小学校	那覇市銘苅2丁目3番20号

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
那覇市立安謝幼稚園	那覇市安謝2丁目15番27号
那覇市立城東幼稚園	那覇市首里石嶺町2丁目74番地1
那覇市立城北幼稚園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
那覇市立城西幼稚園	那覇市首里真和志町1丁目5番地
那覇市立城南幼稚園	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
那覇市立真嘉比幼稚園	那覇市字真嘉比209番地
那覇市立泊幼稚園	那覇市泊1丁目38番地1
那覇市立大道幼稚園	那覇市字大道146番地1
那覇市立松川幼稚園	那覇市松川1丁目7番1号
那覇市立識名幼稚園	那覇市識名2丁目2番1号
那覇市立壺屋幼稚園	那覇市牧志3丁目14番12号
那覇市立若狭幼稚園	那覇市若狭3丁目11番1号
那覇市立前島幼稚園	那覇市前島1丁目7番1号
那覇市立久茂地幼稚園	那覇市久茂地3丁目26番27号

那覇市立神原幼稚園	那覇市樋川2丁目7番1号
那覇市立真和志幼稚園	那覇市寄宮3丁目1番1号
那覇市立与儀幼稚園	那覇市与儀1丁目1番1号
那覇市立城岳幼稚園	那覇市楚辺2丁目1番1号
那覇市立天妃幼稚園	那覇市久米1丁目3番2号
那覇市立開南幼稚園	那覇市泉崎1丁目1番5号
那覇市立垣花幼稚園	那覇市山下町17番2号
那覇市立小禄幼稚園	那覇市字小禄1150番地
那覇市立高良幼稚園	那覇市高良2丁目12番1号
那覇市立宇栄原幼稚園	那覇市字小禄1066番地
那覇市立松島幼稚園	那覇市古島2丁目30番地12
那覇市立古蔵幼稚園	那覇市字古波蔵393番地
那覇市立上間幼稚園	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立大名幼稚園	那覇市首里大名町1丁目49番地
那覇市立石嶺幼稚園	那覇市首里石嶺町4丁目360番地8
那覇市立仲井真幼稚園	那覇市字仲井真173番地
那覇市立金城幼稚園	那覇市金城4丁目3番地1
那覇市立曙幼稚園	那覇市曙2丁目18番2号
那覇市立小禄南幼稚園	那覇市小禄4丁目14番地1
那覇市立真地幼稚園	那覇市字真地313番地
那覇市立さつき幼稚園	那覇市宇栄原1丁目12番1号
那覇市立銘苅幼稚園	那覇市銘苅2丁目3番20号
那覇市立天久幼稚園	那覇市天久1丁目4番1号

[改正前 別記]

別表第2

中学校の名称	位置
那覇市立安岡中学校	那覇市銘苅3丁目10番26号
那覇市立首里中学校	那覇市首里汀良町2丁目55番地
那覇市立真和志中学校	那覇市字大道158番地
那覇市立石田中学校	那覇市繁多川5丁目17番1号
那覇市立那覇中学校	那覇市松山2丁目24番1号
那覇市立上山中学校	那覇市久米1丁目3番1号
那覇市立神原中学校	那覇市樋川2丁目8番1号
那覇市立寄宮中学校	那覇市長田1丁目13番65号
那覇市立古蔵中学校	那覇市古波蔵4丁目8番1号
那覇市立小禄中学校	那覇市宇栄原2丁目23番1号
那覇市立松島中学校	那覇市古島2丁目11番地の2
那覇市立城北中学校	那覇市首里石嶺町1丁目112番地
那覇市立城北中学校若夏分校	那覇市首里大名町3丁目112番地
那覇市立鏡原中学校	那覇市鏡原町36番1号
那覇市立松城中学校	那覇市繁多川3丁目15番1号
那覇市立仲井真中学校	那覇市字仲井真189番地
那覇市立金城中学校	那覇市金城4丁目4番地の1
那覇市立石嶺中学校	那覇市首里石嶺町2丁目109番地

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

小学校の名称	位置
那覇市立安謝小学校	那覇市安謝2丁目15番28号
那覇市立城東小学校	那覇市首里石嶺町2丁目74番地1
那覇市立城北小学校	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
那覇市立城西小学校	那覇市首里真和志町1丁目5番地

那覇市立城南小学校	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
那覇市立真嘉比小学校	那覇市字真嘉比209番地
那覇市立泊小学校	那覇市泊2丁目23番地9
那覇市立大道小学校	那覇市字大道146番地1
那覇市立松川小学校	那覇市松川1丁目7番1号
那覇市立識名小学校	那覇市識名2丁目2番1号
那覇市立壺屋小学校	那覇市牧志3丁目14番12号
那覇市立若狭小学校	那覇市若狭2丁目16番1号
那覇市立前島小学校	那覇市前島1丁目7番1号
那覇市立久茂地小学校	那覇市久茂地3丁目26番27号
那覇市立神原小学校	那覇市樋川2丁目7番1号
那覇市立真和志小学校	那覇市寄宮3丁目1番1号
那覇市立与儀小学校	那覇市与儀1丁目1番1号
那覇市立城岳小学校	那覇市楚辺2丁目1番1号
那覇市立天妃小学校	那覇市久米1丁目3番2号
那覇市立開南小学校	那覇市泉崎1丁目1番6号
那覇市立垣花小学校	那覇市山下町17番1号
那覇市立小禄小学校	那覇市字小禄1150番地
那覇市立高良小学校	那覇市高良2丁目12番1号
那覇市立字栄原小学校	那覇市字小禄1066番地
那覇市立松島小学校	那覇市古島2丁目30番地12
那覇市立古蔵小学校	那覇市字古波蔵393番地
那覇市立上間小学校	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立大名小学校	那覇市首里大名町1丁目49番地
那覇市立石嶺小学校	那覇市首里石嶺町4丁目360番地8
那覇市立仲井真小学校	那覇市字仲井真173番地
那覇市立金城小学校	那覇市金城4丁目3番地1

那覇市立曙小学校	那覇市曙2丁目18番地1号
那覇市立小緑南小学校	那覇市小緑4丁目14番地1
那覇市立真地小学校	那覇市字真地313番地
那覇市立さつき小学校	那覇市字栄原1丁目12番1号
那覇市立銘苅小学校	那覇市銘苅2丁目3番20号
那覇市立天久小学校	那覇市天久1丁目4番1号

[改正前 別記]

別表第3

幼稚園の名称	位置
那覇市立安謝幼稚園	那覇市安謝2丁目15番27号
那覇市立城東幼稚園	那覇市首里石嶺町2丁目74番地の1
那覇市立城北幼稚園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
那覇市立城西幼稚園	那覇市首里真和志町1丁目5番地
那覇市立城南幼稚園	那覇市首里崎山町4丁目35番地の2
那覇市立真嘉比幼稚園	那覇市字真嘉比209番地
那覇市立泊幼稚園	那覇市泊1丁目38番地の1
那覇市立大道幼稚園	那覇市字大道146番地の1
那覇市立松川幼稚園	那覇市松川1丁目7番1号
那覇市立識名幼稚園	那覇市識名2丁目2番1号
那覇市立壺屋幼稚園	那覇市牧志3丁目14番12号
那覇市立若狭幼稚園	那覇市若狭3丁目11番1号
那覇市立前島幼稚園	那覇市前島1丁目7番1号
那覇市立久茂地幼稚園	那覇市久茂地3丁目26番27号
那覇市立神原幼稚園	那覇市樋川2丁目7番1号
那覇市立真和志幼稚園	那覇市寄宮3丁目1番1号
那覇市立与儀幼稚園	那覇市与儀1丁目1番1号
那覇市立城岳幼稚園	那覇市楚辺2丁目1番1号
那覇市立天妃幼稚園	那覇市久米1丁目3番2号
那覇市立開南幼稚園	那覇市泉崎1丁目1番5号
那覇市立垣花幼稚園	那覇市山下町17番2号
那覇市立小禄幼稚園	那覇市字小禄1150番地
那覇市立高良幼稚園	那覇市高良2丁目12番1号
那覇市立宇栄原幼稚園	那覇市字小禄1066番地
那覇市立松島幼稚園	那覇市古島2丁目30番地の12

那覇市立古蔵幼稚園	那覇市字古波蔵393番地
那覇市立上間幼稚園	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立大名幼稚園	那覇市首里大名町1丁目49番地
那覇市立石嶺幼稚園	那覇市首里石嶺町4丁目360番地の8
那覇市立仲井真幼稚園	那覇市字仲井真173番地
那覇市立金城幼稚園	那覇市金城4丁目3番地の1
那覇市立曙幼稚園	那覇市曙2丁目18番2号
那覇市立小禄南幼稚園	那覇市字小禄955番地
那覇市立真地幼稚園	那覇市字真地313番地
那覇市立さつき幼稚園	那覇市宇栄原1丁目12番1号
那覇市立銘苅幼稚園	那覇市銘苅2丁目3番20号

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

中学校の名称	位置
那覇市立安岡中学校	那覇市銘苅3丁目10番26号
那覇市立首里中学校	那覇市首里汀良町2丁目55番地
那覇市立真和志中学校	那覇市字大道158番地
那覇市立石田中学校	那覇市繁多川5丁目17番1号
那覇市立那覇中学校	那覇市松山2丁目24番1号
那覇市立上山中学校	那覇市久米1丁目3番1号
那覇市立神原中学校	那覇市樋川2丁目8番1号
那覇市立寄宮中学校	那覇市長田1丁目13番65号
那覇市立古蔵中学校	那覇市古波蔵4丁目8番1号
那覇市立小禄中学校	那覇市宇栄原2丁目23番1号
那覇市立松島中学校	那覇市古島2丁目11番地2
那覇市立城北中学校	那覇市首里石嶺町1丁目112番地
那覇市立城北中学校若夏分校	那覇市首里大名町3丁目112番地
那覇市立鏡原中学校	那覇市鏡原町36番1号

那覇市立松城中学校	那覇市繁多川3丁目15番1号
那覇市立仲井真中学校	那覇市字仲井真189番地
那覇市立金城中学校	那覇市金城4丁目4番地1
那覇市立石嶺中学校	那覇市首里石嶺町2丁目109番地

那覇市条例第 6 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>首里学校給食センター</td><td>那覇市首里石嶺町2丁目108番地の1</td></tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td><td>那覇市田原3丁目3番地の4</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table> (職員) 第3条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。 第4条～第5条 [略]	名称	位置	首里学校給食センター	那覇市首里石嶺町2丁目108番地の1	小禄学校給食センター	那覇市田原3丁目3番地の4	[略]		真和志学校給食センター	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>首里学校給食センター</td><td>那覇市首里石嶺町2丁目108番地1</td></tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td><td>那覇市田原3丁目3番地4</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>神原学校給食センター</td><td>那覇市樋川2丁目7番1号</td></tr> <tr> <td>城岳学校給食センター</td><td>那覇市楚辺2丁目1番1号</td></tr> </table> 第3条～第4条 [略]	名称	位置	首里学校給食センター	那覇市首里石嶺町2丁目108番地1	小禄学校給食センター	那覇市田原3丁目3番地4	[略]		真和志学校給食センター	[略]	神原学校給食センター	那覇市樋川2丁目7番1号	城岳学校給食センター	那覇市楚辺2丁目1番1号
名称	位置																								
首里学校給食センター	那覇市首里石嶺町2丁目108番地の1																								
小禄学校給食センター	那覇市田原3丁目3番地の4																								
[略]																									
真和志学校給食センター	[略]																								
名称	位置																								
首里学校給食センター	那覇市首里石嶺町2丁目108番地1																								
小禄学校給食センター	那覇市田原3丁目3番地4																								
[略]																									
真和志学校給食センター	[略]																								
神原学校給食センター	那覇市樋川2丁目7番1号																								
城岳学校給食センター	那覇市楚辺2丁目1番1号																								
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。																									

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市条例第 7 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休日の代休日) 第8条 任命権者は、職員に休日である第3条、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。	(時間外勤務代休時間) <u>第6条の4 任命権者は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第21条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)のうち第7条第1項に規定する休日及び第8条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u> <u>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u> (休日の代休日) 第8条 任命権者は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第6条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 [略] (介護休暇) 第11条 [略] 2 [略] 3 介護休暇については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第2条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。	2 [略] (介護休暇) 第11条 [略] 2 [略] 3 介護休暇については、那覇市職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第2条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市条例第 8 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市飼い犬条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市飼い犬条例の一部を改正する条例

那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行なわせることにより、犬による<u>人畜その他</u>に対する危害を防止し、もって社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 飼い犬 前号の飼い主が所有し、<u>又は管理し、若しくは占有する犬をいう。</u> (3) <u>けい留</u> <u>人畜その他に危害を加えないように犬を丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、拘束しておくこと、又はおりに入れ、若しくはさく及びその他の障壁を設けて収容することをいう。</u> (飼い主の義務) 第3条 <u>飼い主は、飼い犬の性質、形態等に応じ、人畜その他に害を加えるおそれのない状態で飼い犬をけい留しておかなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その限りでない。</u> (1) 警察犬、<u>狩りょう犬</u>、牧羊犬又は<u>盲導犬</u>をその目的のために使用する<u>とき。</u>	(目的) 第1条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行なわせることにより、犬による<u>人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」という。)</u>に対する危害を防止し、もって社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 [略] (1) [略] (2) 飼い犬 前号の飼い主が所有し、管理し、<u>又は占有する犬をいう。</u> (3) <u>係留</u> 犬を丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、拘束若しくは<u>その行動を制御</u>しておくこと、又はおりに入れ、若しくはさくその他の障壁を設けて収容することをいう。 (飼い主の義務) 第3条 <u>次に掲げる場合を除き、飼い主は、飼い犬を規則に定めるところにより、常に係留しておかなければならない。</u> (1) 警察犬、<u>狩猟犬</u>、牧羊犬又は身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する犬をいう。)等特定の業務に使用される<u>飼い犬をその目的のために使用する場合</u>

(2) 人畜、その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、若しくは移動又は運動させるとき。

(3) 他人に危害を加えるおそれのない状態で展覧会、競技会又はサーカスその他これらに類する催しのために使用するとき。

(4) 幼犬等で人畜その他に害を加えるおそれのないことが明らかであるとき。(生後90日以内)

(5) 市長が認めたとき。

2 飼い犬を連れ出す場合は、丈夫な綱又は鎖等をかけ、人畜等に害を加えるおそれが高いときは、口輪をかけなければならない。この場合において、これを制御することができる者でなければ、連れ出してはならない。

3 飼い主は、飼い犬を飼育している場所の内外を常に清潔にし、ふん尿その他の汚物を衛生的に処理し、昆虫等の発生を防止し、発生したら駆除しなければならない。

4 飼い犬により、学校、公園、道路その他公の場所及び他人の土地、物件を不潔にし、又は傷つけ、あるいは荒すような行為をさせないこと。

5 飼い犬を飼育している場所の出入口附近又は他人の見やすい箇所に、規則で定める様式により、飼い犬を飼育している旨を他人に明らかに見えるように表示すること。

(2) 飼い犬の訓練又は運動を目的とする施設で飼い犬を訓練又は運動させる場合

(3) 飼い犬を制御することができる者が綱、鎖等を保持することによりその行動を制御し、移動、訓練又は運動させる場合

(4) 人の生命等に対する危害を防止するために必要な安全な措置が講じられた適切な管理のもとで、飼い犬を展覧会、競技会又はサーカスその他これらに類する催しのために使用する場合

(5) 生後90日以内の幼犬であり、飼い主が飼い犬を係留してない状態で制御できる場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特段の理由があると認めた場合

2 飼い主は、飼い犬のふん尿その他の汚物を衛生的に処理し、悪臭、昆虫等の発生の防止又は駆除等を行い、飼い犬を飼養している場所の内外を常に清潔に保たなければならない。

3 飼い主は、飼い犬が、学校、公園、道路その他の公共の施設又は他人の物を汚損しないようにし、飼い犬が汚損したときは、汚物の処理、損傷の修復等を行い原状に回復しなければならない。

4 飼い主は、飼い犬を飼養又は管理している場所の出入口付近又は他人の見やすい場所に、規則で定める様式により、飼い犬を飼養している旨を他人に明らかに見えるように表示しなければならない

(捨てることの禁止及び不要犬の引取り)

第4条 飼い主は、飼い犬を捨ててはならない。

2 飼い主は、飼い犬を飼育管理できなくなった場合は、市長にその引取りを申出なければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく引取りの申出があったときは、これを引取る日時及び場所を指定することができる。

(飼い犬が人畜に害を加えた場合の届出)

第5条 飼い犬が人又は家畜、家禽に害を加えたときは、飼い主は直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第6条 市長は、人畜に害を加えた犬の飼い主に対し、当該犬の殺処分又は性癖のきょう正及び危害防止のために必要な処置をとることを命ずることができる。

2 市長は、第3条の規定に違反していると認めるときは、その飼い主に対し、必要な措置を命ずることができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、職員をして、飼い犬を飼育している場所及びその他関係のある場所に立ち入って調

ない。

5 飼い主は、飼い犬が無駄吠え等により近隣に迷惑をかける行為及び人が過度に恐怖を感じるような威嚇行為をしないように努めなければならない。

(飼い犬の遺棄の禁止)

第4条 飼い主は、飼い犬を遺棄してはならない。

(加害の届出)

第5条 飼い犬が人の生命等に被害を与えたときは、飼い主は、被害を与えた日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第6条 市長は、社会生活の安全を確保するために必要と認めるときは、人の生命等に危害を加えた飼い犬の飼い主に対し、当該飼い犬の拘禁、性癖のきょう正又は殺処分その他の危害を防止するために必要な処置をとることを命ずることができる。

2 市長は、飼い主が第3条の規定に違反している場合において、危害を防止するために必要があると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、職員をして、飼い犬を飼養している場所及びその他この条例の施行に関連して調査を行

<u>査させ又は飼い主等に質問させることができる。</u> 2 前項の規定により立入<u>検査</u>をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと<u>解して</u>はならない。 (捕獲) 第8条 市長は、けい留されていない犬による<u>人畜等</u>に対する<u>被害</u>を未然に防止するため、必要があると認めるときは、これを捕獲しなければならない。 2 前項の規定による捕獲は、市長の指定する捕獲人を使用して行うものとする。 3 第1項の規定により犬を捕獲したときは、<u>所有者の知れているもの</u>についてはその<u>所有者</u>にこれを引き取るべき旨を通知し、<u>所有者の知れていないもの</u>についてはその旨を2日間公示しなければならない。 4 前項の公示期間満了の後1日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、<u>これを処分することができる。</u> 5 市長は、第1項の規定により捕獲した犬の<u>引渡し</u>については、<u>日時及び場所を指定</u>することができる。 (罰則) 第9条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。 (1) 第3条第1項から第5項までの規定	<u>う必要があると認められる場所に立ち入って調査させ、又は飼い主及び利害の関係にある者その他調査のために必要と認められる者(次項において「関係人」という。)</u>に対して質問させることができる。 2 前項の規定により立入<u>調査</u>をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、<u>関係人の請求があったときは、これを提示</u>しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと<u>解釈して</u>はならない。 (捕獲) 第8条 市長は、<u>係留</u>されていない犬による<u>人の生命等</u>に対する<u>危害</u>を未然に防止するため、必要があると認めるときは、これを捕獲しなければならない。 2 <u>何人も、捕獲のために設置した器具を移動又は破損してはならない。</u> 3 第1項の規定により犬を捕獲したときは、<u>飼い主の判明しているもの</u>についてはその<u>飼い主</u>にこれを引き取るべき旨を通知し、<u>飼い主の判明していないもの</u>についてはその旨を2日間公示しなければならない。 4 前項の通知を受けた飼い主が犬を引き取らないとき、又は同項に定める公示期間満了の後1日以内に飼い主が犬を引き取らないときは、市長は、<u>適宜にこれを処分することができる。</u> 5 市長は、第1項の規定により捕獲した犬を飼い主に引き渡すときは、<u>引渡しの日時及び場所を指定して行うものとする。</u> (罰則) 第9条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。 (1) 第3条第1項の規定に違反し、<u>人の</u>
--	---

に違反し、<u>人畜その他</u>に被害を与えた <u>犬の飼い主</u> (2) 第5条の規定による届出を<u>怠り</u>、又は虚偽の届出をした者 (3) <u>前条第1項</u>の規定による調査を拒み、妨げ、忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者 2 [略]	<u>生命等</u>に被害を与えた<u>飼い犬の飼い主</u> (2) 第5条の規定による届出を<u>行わなかった</u>、又は虚偽の届出をした者 (3) <u>第7条第1項</u>の規定による<u>立入調査</u>を<u>正当な理由なく</u>拒み、妨げ、<u>若しくは忌避し</u>、又は質問に対して虚偽の陳述をした者 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

那覇市条例第 9 号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第3条 職員が勤務しないときは、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)に規定する休日及び休日に代わる日(以下「休日等」という。)、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)の規定に基づき職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (時間外勤務手当) 第21条 [略] 2 [略]	(給与の減額) 第3条 職員が勤務しないときは、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)に規定する<u>時間外勤務代休時間</u>、休日及び休日に代わる日(以下「休日等」という。)、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)の規定に基づき職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (時間外勤務手当) 第21条 [略] 2 [略] 3 <u>正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第3条の2及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u> 4 <u>勤務時間条例第6条の4第1項に規定す</u>

る時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務 の 級	1級～2級	3級	4級	5級～8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	[略]
93		347,900	390,500	
94		348,400	391,100	
95		348,900	391,700	
96		349,400	392,300	
97		349,700	393,000	
98		350,200	393,600	
99		350,700	394,200	
100		351,200	394,800	
101		351,500	395,500	
102		351,900	396,100	
103		352,300	396,700	
104		352,700	397,300	
105		353,200	398,000	
106		353,600	398,600	
107		354,000	399,200	
108		354,400	399,800	
109		354,900	400,500	

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務 の 級	1級～2級	3級	4級	5級～8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	[略]
93		347,900	390,500	
94		348,400		
95		348,900		
96		349,400		
97		349,700		
98		350,200		
99		350,700		
100		351,200		
101		351,500		
102		351,900		
103		352,300		
104		352,700		
105		353,200		
106		353,600		
107		354,000		
108		354,400		
109		354,900		

110		355,300			110		355,300		
111		355,700			111		355,700		
112		356,100			112		356,100		
113		356,600			113		356,600		
114		357,000			114				
115		357,400			115				
116		357,800			116				
117		358,300			117				
118		358,700			118				
119		359,100			119				
120		359,500			120				
121		360,000			121				
122		360,400			122				
123		360,800			123				
124		361,200			124				
125		361,700			125				
備考　〔略〕					備考　〔略〕				
備考									
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。									
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。									

付 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する行政職給料表の適用を受ける職員であって同日においてその者が属していた職務の級及び号給が次の各号に掲げられているものの切替日における職務の級及び号給は、当該各号に定める職務の級及び号給とする。
 - 3級で113号給を超える号給である者 3級113号給
 - 4級で93号給を超える号給である者 4級93号給
- 前項の職員のうち切替日の前日において那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員以外の職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(市長の定める職員を除く。)及びこれらの職員との権衡上必要があると市長が認める職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

那覇市条例第10号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) [略] (5) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が<u>法その他の法律により育児休業をしている職員</u> (6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u> (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) [略] (5) <u>育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員</u> (6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 [略] (1)～(4) [略] (5) 育児休業により養育しようとする子について、<u>既に育児休業をしたことがある職員(当該職員の配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合及び次条に掲げる場合を除く。)</u> (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合(配偶者が法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。)</u>における当該職員

(法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第3条の2第2項の規定の適用を受ける職員の勤務の形態で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き勤務時間条例第3条の2第2項に規定する規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が同規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1) [略]

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき

(2)～(3) [略]

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)

第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 別記]

(部分休業をすることができない職員)

(法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 [略]

(1) [略]

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 [略]

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき(配偶者が法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。)

(2)～(3) [略]

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)

第17条 [略]

[表 別記]

(部分休業をすることができない職員)

第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) [略] (3) <u>部分休業により養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員</u> (4) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u>	第19条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合(配偶者が法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。)</u>における当該職員
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第93号)の施行の日から施行する。

[改正前 別記]

[第17条の表]

[略]	
第21条第2項	[略]
第26条第3項	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第17条の表]

[略]		
第21条第2項	[略]	
第21条第3項	第1項	第1項(那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第21条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第26条第3項	[略]	
[略]		

那覇市条例第11号

平成22年 3 月19日

公 布 済

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 [略] 第4章 <u>地域生活援助事業への活用</u>(第57条～第63条) 第5章～第6章 [略] 付則 <u>第4章 地域生活援助事業への活用</u> (使用の許可) 第57条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省令・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「<u>地域生活援助事業</u>」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。 2 [略] (使用料) 第59条 [略] 2 社会福祉法人等が<u>地域生活援助事業</u>において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項に規定する市長が定める額を超えてはならない。	目次 第1章～第3章 [略] 第4章 <u>社会福祉事業等への活用</u>(第57条～第63条) 第5章～第6章 [略] 付則 <u>第4章 社会福祉事業等への活用</u> (使用の許可) 第57条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省令・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「<u>社会福祉事業等</u>」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。 2 [略] (使用料) 第59条 [略] 2 社会福祉法人等が<u>社会福祉事業等</u>において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項に規定する市長が定める額を超えてはならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第12号

平成22年3月19日

公 布 済

那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、那覇市立の<u>小学校、中学校及び幼稚園</u>の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、那覇市立の<u>幼稚園、小学校及び中学校</u>の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第 4 号

平成22年 3 月31日

那覇市会計規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

(那覇市会計規則の一部改正)

第1条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]	[略]
健康福祉部	[略]			
	<u>保護課</u>	[略]		
	[略]			
[略]				
教育委員会	[略]			
	<u>施設管理課</u>	[略]		
	[略]			
	<u>学校給食室</u>	<u>室長</u>		
	[略]			

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]	[略]
健康福祉部	[略]			
	<u>保護管理課</u>	[略]		
	[略]			
[略]				
教育委員会	[略]			
	<u>施設課</u>	[略]		
	[略]			
	<u>学校給食課</u>	<u>課長</u>		
	[略]			

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第2条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(環境部における課の分掌事務) 第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] <u>(4)～(10) [略]</u> 2 [略] 3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 屋上及び壁面緑化に関すること。</u> <u>(6)～(10) [略]</u> (健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務) 第10条 [略] 2～4 [略] 5 <u>保護課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に関すること。</u> <u>(2) 生活保護に係る運営方針及び事業計画に関すること。</u> (3)～(4) [略] 6～8 [略] [別表 別記]	(環境部における課の分掌事務) 第9条 [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 屋上及び壁面緑化に関すること。</u> <u>(5)～(11) [略]</u> 2 [略] 3 [略] (1)～(4) [略] <u>(5)～(9) [略]</u> (健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務) 第10条 [略] 2～4 [略] 5 <u>保護管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 生活保護にかかる総合調整に関すること。</u> <u>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の実施に関すること。</u> (3)～(4) [略] 6 <u>保護第一課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 生活保護法の実施に関すること。</u> <u>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に関すること。</u> 7 <u>保護第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 生活保護法の実施に関すること。</u> 8～10 [略] [別表 別記]
備考 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- 2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	局	課	室
[略]			
企画財務部		[略]	
		行政経営課	
		[略]	
[略]			
環境部		環境政策課	<u>ゼロエミッション推進室</u>
		[略]	
健康福祉部		[略]	
		保護課	
		健康保険局	健康推進課
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	局	課	室
[略]			
企画財務部		[略]	
		行政経営課	<u>中核市移行準備室</u>
		[略]	
[略]			
環境部		環境政策課	<u>地球温暖化対策推進室</u>
		[略]	
健康福祉部		[略]	
		<u>保護管理課</u>	
		<u>保護第一課</u>	
		<u>保護第二課</u>	
	健康保険局	健康推進課	
		[略]	
[略]			

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市規則第 5 号

平成22年 3 月31日

那覇市教育委員会に対する事務委任規則及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会に対する事務委任規則及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(那覇市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 那覇市教育委員会に対する事務委任規則(昭和52年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき市長は、次の各号に掲げる権限(博物館及び幼稚園に係るものを除く。ただし、第4号に規定する不動産の賃借に関することで、幼稚園の土地に係るものは含む。)を那覇市教育委員会(以下「委員会」という。)に委任する。 (1)～(4) [略] (5) 委員会の所管に係る公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。 (6) 委員会の所管に係る行政財産の目的外の使用許可、使用料の徴収(土地の使用料の決定を含む。)及び使用料の減免に関すること。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき市長は、次に掲げる権限(博物館及び幼稚園に係るものを除く。ただし、第4号に規定する不動産の賃借に関することで、幼稚園の土地に係るものは含む。)を那覇市教育委員会(以下「委員会」という。)に委任する。 (1)～(4) [略] (5) 委員会の所管に係る公の施設の使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 (6) 委員会の所管に係る行政財産の目的外の使用許可並びに使用料の徴収(土地の使用料の決定を含む。)、減免及び還付に関すること。

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のよう改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～2 [略] 3 教育委員会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 1件130万円を超える<u>工事請負契約</u>に関すること。 (2) 1件50万円を超える調査、測量及び設計監理の業務委託契約に関すること(<u>検査に関することを除く。</u>)。 (3) [略] 4～5 [略] 6 那覇市がその当事者となる請願、異議申立、訴訟、和解、<u>斡旋、調停及び仲裁等</u>に関するもののうち、その内容が教育委員会の所掌事項に関すること。 7～11 [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～2 [略] 3 教育委員会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 1件130万円を超える<u>工事請負に係る入札、契約及び検査</u>に関すること。 (2) 1件50万円を超える<u>工事に関する調査、測量、設計等の業務委託に係る入札及び契約</u>に関すること。 (3) [略] (4) <u>水道及び電話の使用料の支払いに関すること。</u> 4～5 [略] 6 那覇市がその当事者となる請願、異議申立、訴訟、和解、<u>斡旋、調停、仲裁等</u>に関するもののうち、その内容が教育委員会の所掌事項に関すること。 7～11 [略]
[略]	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市規則第 6 号

平成22年 3 月31日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	定員	名称	定員
[略]		[略]	
那覇市宇栄原保育所	<u>116人</u>	那覇市宇栄原保育所	<u>101人</u>
那覇市久場川保育所	<u>60人</u>	那覇市久場川保育所	<u>85人</u>
[略]		[略]	
那覇市泊保育所	<u>120人</u>	那覇市泊保育所	<u>105人</u>
[略]		[略]	
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

付 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市規則第 7 号

平成22年 3 月31日

那覇市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(遅滞賠償金) 第10条 [略] 2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>年3.6パーセントの割合</u>を乗じて計算した額とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。 3～4 [略] 第10条の2 本市が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>年3.6パーセントの割合</u>を乗じて計算した額とする。	(遅滞賠償金) 第10条 [略] 2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)</u>を乗じて計算した額とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。 3～4 [略] 第10条の2 本市が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>支払遅延防止法の率</u>を乗じて計算した額とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

那覇市規則第 8 号

平成22年 3 月31日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更) 第4条 [略] 2 任命権者は、週休日の振替え(条例第4条の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定により、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第8条第1項の勤務日等をいう。第17条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。 3 [略] 4 任命権者は、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。	(週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更) 第4条 [略] 2 任命権者は、週休日の振替(条例第4条の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定により、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第6条の4第1項の勤務日等をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。 3 [略] 4 任命権者は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。 (時間外勤務代休時間の指定) 第16条の2 条例第6条の4第1項の規則で定める期間は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。)第21条第3項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過

月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第6条の4第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第8条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第21条第3項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第21条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)第17条の規定により読み替えられた給与条例第21条第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第21条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休

	<u>暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。</u> 4 <u>任命権者は、条例第3条第2項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。</u> 5 <u>任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。</u> 6 <u>任命権者は、条例第6条の4第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。</u> 7 <u>時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、市長が定める。</u>
(代休日の指定) 第17条 <u>条例第8条第1項の規定による代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)</u>を指定するときは、勤務することを命じた休日を起算日とする<u>8週間後</u>までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。 2～3 [略]	(代休日の指定) 第17条 <u>条例第8条第1項の規定により代休日を指定するときは、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日</u>までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第6条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。 2～3 [略]

[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第21条の2関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～21 [略]		
22	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)を行う場合	一の年度において、1日又は1時間を単位として <u>5日以内</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第21条の2関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～21 [略]		
22	中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)を行う場合	一の年度において、1日又は1時間を単位として、 <u>当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内</u>
23	疾病、負傷等により日常生活を営むのに支障がある同居の親族等の介護等を行う場合	一の年度において、当該親族等が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内

備考 [略]

那覇市規則第 9 号

平成22年 3 月31日

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(標識及び表示板等) 第2条 条例第11条第1項第5号及び第3項、第12条第2項、第13条第2項、<u>第17条第3号、第23条第2項及び第3項、第31条の2第1号、第33条第2項、第34条第5号並びに第51条第4号に規定する標識及び表示板等の規格は、別表第1及び別表第2によるものとする。</u> 2 [略] (消防訓練実施の届出) 第3条 条例第55条第2項に規定する消防訓練の届出は、<u>消防訓練実施届出書(第1号様式)</u>によるものとする。 2 消防訓練が行われたときは、前項の届出書の<u>写しに実施済印(第1号様式の2)</u>を押して届出者に交付するものとする。	(標識及び表示板等) 第2条 条例<u>第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第1項第3号、第23条第2項、第3項及び第4項第2号、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号並びに第51条第4号に規定する標識、表示板等の規格は、別表第1及び別表第2によるものとする。</u> 2 [略] <u>(禁止行為の解除)</u> <u>第2条の2 条例第23条第1項ただし書に規定する承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書(第1号様式)により申請しなければならない。</u> <u>2 前項の規定による申請は、禁止行為の解除を受けようとする日の3日前までに行わなければならない。</u> (消防訓練実施の届出) 第3条 条例第55条第2項<u>及び第3項</u>に規定する消防訓練の届出は、<u>消防訓練実施届出書(第1号様式の2)</u>によるものとし、<u>正本及び副本各1部とする。</u> 2 消防訓練が行われたときは、前項の届出書の<u>副本に実施済印(第1号様式の3)</u>を押して届出者に交付するものとする。 <u>(教育担当者の選任等の届出)</u> <u>第3条の2 条例第56条第3項に規定する防火教育担当者又は防災教育担当者の選任又は解任の届出は、防火教育担当者選任(解任)届出書(第1号様式の4)又は防災教育担当者選任(解任)届出書(第1号様式の5)によるものとする。</u>

(火を使用する設備等の設置の届出)

第5条 条例第58条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次に定める届出書によるものとする。

(1) 条例第58条第1号から第8号の2までに掲げる設備 炉、厨房設備、ヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、火花を生じる設備設置届書(第3号様式)

(2) 条例第58条第9号から第12号までに掲げる設備 変電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書(第4号様式)

(3)～(4) [略]

2 [略]

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に定める届出書によるものとする。ただし、第1号、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 条例第59条第5号に掲げる行為 道路工事届出書(第11号様式)

2 [略]

(指定数量未満の危険物等の届出)

第9条 条例第62条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵、取扱届出書(第13号様式)によるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第5条 [略]

(1) 条例第58条第1号から第8号の2までに掲げる設備 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届書(第3号様式)

(2) 条例第58条第9号から第12号までに掲げる設備 変電設備、燃料電池発電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書(第4号様式)

(3)～(4) [略]

2 [略]

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第6条 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 条例第59条第5号に掲げる行為 道路工事届出書(第11号様式)又は道路使用届出書(第11号様式の2)

2 [略]

(指定数量未満の危険物等の届出)

第9条 条例第62条第1項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱届出書(第13号様式)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いを開始する日(設備の設置の工事を伴うものにあつては、当該工事に着手する日)の7日前までに行わなければならない。

2 前項の届出書の提出は、貯蔵又は取扱いを始める日の7日前までに行わなければならない。

(届出書)

第10条 第4条、第5条及び前3条の規定による届出書は、正本及び副本各1部とする。

2 消防長は、前項の届出書を受理し、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に届出済印(第14号様式)を押して届出者に交付するものとする。

(申出書)

第11条 [略]

2 [略]

3 消防長は、第1項によるタンク検査を実施した結果、条例に定める技術上の基準に適合すると認めたときは、水張検査又は水圧検査済証(第16号様式)及び少

2 条例第62条第2項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書(第13号様式の2)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いの廃止後速やかに行わなければならない。

(基準の特例適用申請)

第9条の2 条例第34条の3に規定する基準の特例の適用を受けようとする者は、少量危険物、指定可燃物特例適用申請書(第13号様式の3)により申請を行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 貯蔵し、又は取り扱う場所の配置図及び付近見取り図

(2) 基準の特例の適用を受けようとする理由を証する図書

(3) その他消防長が必要と認める図書

3 第1項の申請は、条例第62条に規定する届出の前に行わなければならない。

(申請書及び届出書)

第10条 第2条の2及び第9条の2の規定による申請書並びに第3条の2から第9条までの規定による届出書は、正本及び副本各1部とする。

2 消防長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理し、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書にあつては承認印(第14号様式)を、届出書にあつては届出済印(第14号様式の2)を押して申請者又は届出者に交付するものとする。

(申出書)

第11条 [略]

2 [略]

3 消防長は、第1項によるタンク検査を実施した結果、条例に定める技術上の基準に適合すると認めたときは、少量危険物指定可燃物タンク検査済証(第

量危険物タンク検査済証(第17号様式)又は指定可燃物タンク検査済証(第18号様式)を申出者に交付するものとする。

別表第1

\	規 制 事 項	寸法		色	
		c m 巾	c m 長さ	地	文字
根 拠 条 文	標 識 の 種 類				
第 11 条 第1項 第5号及び 第3項 第 12 条 第2項 第 13 条 第2項	／変電設備 ／発電設備 ／蓄電池設 備／} であ る旨の標識	[略]			
第 17 条 第3項	[略]				
第 23 条 第2項	「禁煙」、 「火気」厳 禁又は「危 険物品持込 厳禁」と標 示した標識	[略]			
第 23 条 第3項	重 要 文 化 財、重要有 形民俗文化 財、史跡又 は重要美術 品等を保 存する建造 物の内部又 は周囲	[略]			

16号様式)及び少量危険物タンク検査済証(第17号様式)又は指定可燃物タンク検査済証(第18号様式)を申出者に交付するものとする。

別表第1(第2条関係)

\	規 制 事 項	寸法		色	
		c m 巾	c m 長さ	地	文字
根 拠 条 文	標 識 の 種 類				
第8条の 3第1項 及び第3 項 第 11 条 第1項第 5号及び 第3項 第 12 条 第2項及 び第3項 第 13 条 第2項及 び第4項	／燃料電池 ／発電設備 ／変電設備 ／発電設備 ／蓄電池設 備／} であ る旨の標識	[略]			
第 17 条 第1項第 3号	[略]				
第 23 条 第2項	「禁煙」、 「火気」厳 禁又は「危 険物品持込 厳禁」と表 示した標識	[略]			
第 23 条 第3項及 び第4項 第2号	図記号によ る標識	[略]			

第 23 条 第4項	喫煙所である旨の表示	[略]
第 31 条 の2第1 号第33 条第2項 及び第 34条第5 号	[略]	
第 46 条 第4号	[略]	
第 46 条 第4号	[略]	

別表第2 [略]

第1号様式

消防訓練実施届出書

那覇市消防長 殿		[略]
管理権限者		印
防火対象物	[略]	
	防火管理者	
	[略]	
[略]		

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2 [略]

[第1号様式の2 別記]

第2号様式

防火対象物使用開始届出書

那覇市消防長殿		[略]
		[略]
[略]		

第 23 条 第4項第 2号	「喫煙所」と表示した標識	[略]
第 31 条 の2第2 項第1号 第33条 第3項 第34条 第2項第 1号	[略]	
第 51 条 第4号	[略]	
第 51 条 第4号	[略]	

別表第2(第2条関係) [略]

[第1号様式 別記]

第1号様式の2(第3条関係)

消防訓練実施届出書

那覇市 様		[略]
管理権原者		印
防火対象物	[略]	
	防火(防災)管理者	
	[略]	
[略]		

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 [略]

[第1号様式の3 別記]

[第1号様式の4 別記]

[第1号様式の5 別記]

第2号様式(第4条関係)

防火対象物使用開始届出書

那覇市 様		[略]
		[略]
[略]		

防火対象物棟別概要(第号)	[略]		
	[略]	消防用設備等の概要	
		消火設備	警報設備
		避難設備	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格B4とすること。
- 2～6 [略]
- 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要(第号)	[略]		
	[略]	消防用設備等の概要	
		消火設備	警報設備
		避難設備	

防火対象物棟別概要(第号)	[略]			
	[略]	消防用設備等の概要		
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2～6 [略]
- 防火対象物の案内図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図及び消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要(第号)	[略]			
	[略]	消防用設備等の概要		
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備
		消火設備	警報設備	避難設備

防火対象物棟別概要（第号）	[略]								
	[略]	消防用設備等の概要			特殊消防設備の要				
		消火設備	警報設備	避難設備					
備考									
この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。									
第3号様式									
炉、かまど、温風暖房機、ボイラー 給油湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備 火花を生ずる設備 設置届出書									
那覇市消防長殿 [略] [略]									
設置場所	[略]			消防用設備等					

防火対象物棟別概要（第号）	[略]									
	[略]	消防用設備等の概要			特殊消防設備の要					
		消火設備	警報設備	避難設備						消火活動上必要な施設
備考										
この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。										
第3号様式(第5条関係)										
炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機 設置届出書										
那覇市様 [略] [略]										
設置場所	[略]			消防用設備等又は特殊消防用設備						

[略]			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2～8 [略]

[第4号様式 別記]

第5号様式

ネオン管灯設備設置届出書

那覇市消防長	殿	[略]
		[略]
[略]		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2～5 [略]

第6号様式

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

那覇市消防長	殿	[略]
		[略]
[略]		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2～4 [略]

第7号様式

火災と紛らわしい煙又は
火炎を発するおそれのある行為の 届出書

那覇市消防長	殿	[略]
		[略]
[略]		

		等	
[略]			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～8 [略]

[第4号様式 別記]

第5号様式(第5条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

那覇市	様	[略]
		[略]
[略]		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～5 [略]

第6号様式(第5条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

那覇市	様	[略]
		[略]
[略]		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～4 [略]

第7号様式(第6条関係)

火災と紛らわしい煙又は
火炎を発するおそれのある行為の 届出書

那覇市	様	[略]
		[略]
[略]		

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2～4 [略]

第8号様式

煙火 打上げ
仕掛け 届出書

那覇市消防長 殿	[略]
	[略]
[略]	

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2～5 [略]

第9号様式

催物開催届出書

那覇市消防長 殿	[略]
	[略]
[略]	
使用箇所	[略]
	消防用設備の概要
[略]	

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2～4 [略]

第10号様式

水道 断減 水届出書

那覇市消防長 殿	[略]
	[略]

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～4 [略]

第8号様式(第6条関係)

煙火 打上げ
仕掛け 届出書

那覇市 様	[略]
	[略]
[略]	

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～5 [略]

第9号様式(第6条関係)

催物開催届出書

那覇市 様	[略]
	[略]
[略]	
使用箇所	[略]
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要
[略]	

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～4 [略]

第10号様式(第6条関係)

水道 断減 水届出書

那覇市 様	[略]
	[略]

[略]

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2～4 [略]

第11号様式

道路工事届出書

那覇市消防長 殿	[略]
	[略]
[略]	

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2～4 [略]

第12号様式

指定^{とう}洞道等届出書(新規・変更)

那覇市消防長 殿	[略]
	[略]
[略]	

備考

1～2 [略]

第12号様式の2

核燃料物質、放射性物質、火薬類
可燃性物質、高压ガス、有毒ガス

貯蔵
取扱

届出書
(新規・変更・廃止)

那覇市消防長 殿	[略]
	[略]

[略]

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～4 [略]

第11号様式(第6条関係)

道路工事届出書

那覇市 様	[略]
	[略]
[略]	

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～4 [略]

[第11号様式の2 別記]

第12号様式(第7条関係)

指定^{とう}洞道等届出書(新規・変更)

那覇市 様	[略]
	[略]
[略]	

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～3 [略]

第12号様式の2(第8条関係)

核燃料物質、放射性物質、火薬類
可燃性物質、高压ガス、有毒ガス

貯蔵
取扱

届出書
(新規・変更・廃止)

那覇市消防長 様	[略]
	[略]

[略]											
消防用設備等の概要											
[略]											
備考											
1～3 [略]											
第13号様式											
少量危険物 指定可燃物	貯蔵 取扱 届出書										
<table border="1"> <tr> <td>那覇市消防長 殿</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>消防用設備等の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>		那覇市消防長 殿	[略]		[略]	[略]		消防用設備等の概要		[略]	
那覇市消防長 殿	[略]										
	[略]										
[略]											
消防用設備等の概要											
[略]											
備考											
1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。											
2～4 [略]											
[第14号様式 別記]											
第15号様式											
少量危険物 指定可燃物	タンク検査申出書										
<table border="1"> <tr> <td>那覇市消防長 殿</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>		那覇市消防長 殿	[略]		[略]	[略]					
那覇市消防長 殿	[略]										
	[略]										
[略]											
備考											
1 この用紙の大きさは、日本工業規格											

[略]											
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要											
[略]											
備考											
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。											
2～4 [略]											
第13号様式(第9条関係)											
少量危険物 指定可燃物	貯蔵 取扱 届出書										
<table border="1"> <tr> <td>那覇市消防長 様</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>		那覇市消防長 様	[略]		[略]	[略]		消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要		[略]	
那覇市消防長 様	[略]										
	[略]										
[略]											
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要											
[略]											
備考											
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。											
2～4 [略]											
[第13号様式の2 別記]											
[第13号様式の3 別記]											
[第14号様式 別記]											
[第14号様式の2 別記]											
第15号様式(第11条関係)											
少量危険物 指定可燃物	タンク検査申出書										
<table border="1"> <tr> <td>那覇市消防長 様</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>		那覇市消防長 様	[略]		[略]	[略]					
那覇市消防長 様	[略]										
	[略]										
[略]											
備考											
1 この用紙の大きさは、日本工業規格											

格B5とすること。 2～5 [略] 第16号様式 [略] 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。 第17号様式 [略] 第18号様式 [略]	格A4とすること。 2～5 [略] 第16号様式(第11条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 第17号様式(第11条関係) [略] 第18号様式(第11条関係) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正後様式を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後様式に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 6 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 7 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の那覇市火災予防条例施行規則の規定により作成された様式による用紙で、現に残存するものは、適宜修正の上、使用することができる。
- 那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則(平成7年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
別表	別表								
<table> <tr> <th>規則</th><th>様式番号</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	規則	様式番号	[略]		<table> <tr> <th>規則</th><th>様式番号</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	規則	様式番号	[略]	
規則	様式番号								
[略]									
規則	様式番号								
[略]									

那覇市火災予防 条例施行規則 (昭和47年那覇 市規則第53号)	第1号様式、第2号 様式、第3号様式、 第4号様式、第5号 様式、第6号様式、 第7号様式、第8号 様式、第9号様式、 第10号様式、第11 号様式、第12号様 式、第13号様式	那覇市火災予防 条例施行規則 (昭和47年那覇 市規則第53号)	第1号様式の2、第 1号様式の4、第1 号様式の5、第2号 様式、第3号様式、 第4号様式、第5号 様式、第6号様式、 第7号様式、第8号 様式、第9号様式、 第10号様式、第11 号様式、第11号様 式の2、第12号様 式、第12号様式の 2、第13号様式、 第13号様式の2
備考 本則の表備考1及び2の規定は、この表による改正について準用する。			

[改正後 別記]
第1号様式(第2条の2関係)

禁止行為の解除承認申請書

				年 月 日	
那 覇 市 様					
申 請 者					
住 所					
				(電話)	
氏 名				印	
火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所における禁止行為について、解除の承認を受けたいので下記により申請します。					
防 火 対 象 物	所 在 地	電 話 ()			
	名 称		用 途		
	関係者住所				
	氏 名				
解除の承認 を受けよう とする場所	階		階 の 用 途		
	名 称		場所の用途		
	構 造		内部の仕上げ		
解除の承認 を受けよう とする行為	種 類	喫 煙 ・ 裸 火 使 用 ・ 危 険 物 品 持 込 み			
	期 間	年 月 日 から 年 月 日			
	理 由				
	内 容				
行 為 者	住 所				
	職 業				
	氏 名	(年齢 歳)男 ・ 女			
火災予防上 講じた措置					
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 解除の承認を受けようとする場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 4 行為者が2人以上の場合は、その所属・氏名・年齢性別等を記載した書類を添付すること。
- 5 ※欄には記入しないこと。

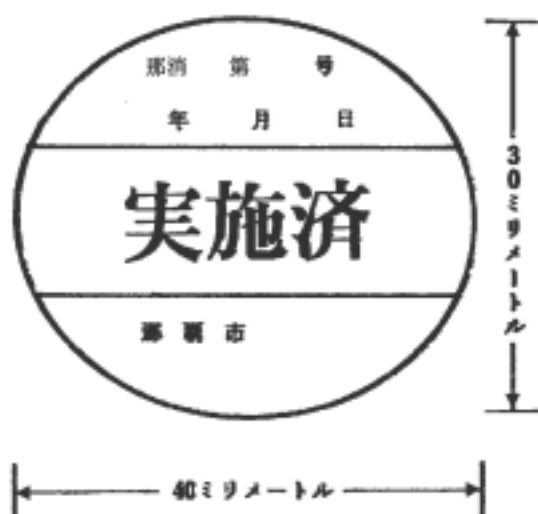
[改正前 別記]

第1号様式の2



[改正後 別記]

第1号様式の3(第3条関係)



「那消」の次に課の頭文字を、「那覇市」の次に消防長又は消防署長を記入する。

[改正後 別記]
第1号様式の4(第3条の2関係)

防火教育担当者選任(解任)届出書

年 月 日 那 覇 市 様 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 印				
担 当 営 業 所		所 在 地		
		名 称		
		従 事 者		人
選 任	氏 名			
	住 所			
	選 任 年 月 日			
	職 務 上 の 地 位			
	資 格	講 習	講 習 機 関	
			終 了 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
そ の 他				
解 任	氏 名			
	住 所			
	解 任 年 月 日	年 月 日	選 任 年 月 日	年 月 日
	解 任 理 由			
そ の 他 必 要 事 項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

[改正後 別記]

第1号様式の5(第3条の2関係)

防災教育担当者選任(解任)届出書

年 月 日					
那 覇 市 様					
届 出 者					
住 所					
(電話 番)					
氏 名 印					
担 当 営 業 所	所 在 地				
	名 称				
	従 事 者		人		
選 任	氏 名				
	住 所				
	選 任 年 月 日				
	職 務 上 の 地 位				
	資 格	講 習	講 習 機 関		
		終 了 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
そ の 他					
解 任	氏 名				
	住 所				
	解 任 年 月 日	年 月 日	選 任 年 月 日	年 月 日	
	解 任 理 由				
そ の 他 必 要 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

[改正前 別記]

第4号様式

変 電 設 備
発 電 設 備 設 置 届 出 書
蓄 電 池 設 備

年 月 日 那覇市消防長 殿 届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 印					
防 火 対 象 物	所在地				
	名 称		用 途		
設 置 場 所	構 造	階 層	床 面 積	消 防 用 設 備 等	換 気 設 備
届 出 設 備	電 圧		全出力又は 定格容量		
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日		
	設備の概要				
主 任 技 術 者 氏 名					
工 事 施工者	住 所	電 話 番			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 4 電圧欄には、変電設備にあっては、一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 5 全出力又は定格容量の欄には、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては、定格容量を記入すること。
- 6 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。
- 8 当該設備の設計図書を添付すること。

[改正後 別記]
第4号様式(第5条関係)

変 電 設 備
燃料電池発電設備
発 電 設 備
蓄 電 池 設 備
設 置 届 出 書

那覇市		様		年 月 日	
		届出者		住所	
				(電話 番)	
		氏 名		印	
防火 対象 物	所 在 地	電 話 番			
	名 称		用 途		
設置 場所	構 造	場 所		床 面 積	
		屋内(階)、屋外		㎡	
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不 燃 区 画	有 ・ 無	換 気 設 備 有 ・ 無
届 出 設 備	電 圧	V	全出力又は 定 格 容 量	k w A H ・ セ ル	
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日		
	設備の概要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他		
主任技術者氏名					
工事事施工者	住所	電 話 番			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 4 電圧欄には、変電設備にあっては、一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 5 全出力又は定格容量の欄には、変電設備、燃料電池発電設備又は発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては、定格容量を記入すること。
- 6 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。
- 8 当該設備の設計図書を添付すること。

[改正後 別記]

第11号様式の2(第6条関係)

道 路 使 用 届 出 書

那 覇 市 様 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 印 年 月 日	
使 用 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
路 線 及 び 箇 所	
使 用 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用区域の略図及びその他必要な図書を添付すること。

[改正後 別記]

第13号様式の2(第9条関係)

少量危険物 貯 蔵

廃止届出書

指定可燃物 取 扱

年 月 日				
那覇市消防長 様				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名 ㊞				
貯蔵又は取扱いの 場	所 在 地			
	名 称			
類・品 名 及 び最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱 数 量
貯蔵又は取扱い 方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱い場 所の位置, 構造及び 設備の概要				
消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 理 由				
届 出 年 月 日 等	年 月 日 受理番号 第 号			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては, その名称, 代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 貯蔵又は取扱場所の見取図を添付すること。
- 4 届出年月日等の欄には, 貯蔵又は取扱届を行ったときの受理年月日及び受理番号を記入すること。
- 5 ※印の欄は, 記入しないこと。
- 6 その他必要な書類を添付すること。

[改正後 別記]

第13号様式の3(第9条の2関係)

少 量 危 険 物
指 定 可 燃 物 特例適用申請書

年 月 日			
那覇市消防長 様			
申請者			
住所			
(電話)			
氏名 ㊟			
那覇市火災予防条例第34条の3の規定による少量危険物等基準の特例の適用を承認してくださるよう申請いたします。			
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 場 所	所 在 地	那覇市	
	名 称		
類 ・ 品 名 (指 定 数 量) 及 び 最 大 数 量	類	品名(指定数量)	最 大 数 量
申 請 事 項			
申 請 の 理 由 (特例適用を受ける ための措置又は基 準と同等以上の効 力を有すると認め ら れ る 設 備)			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

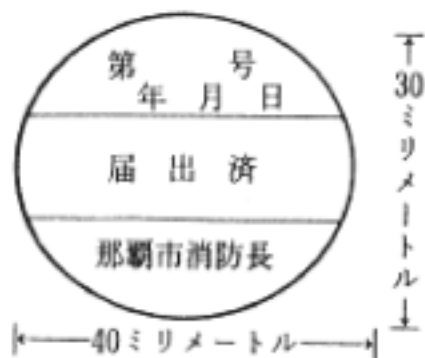
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 当該特例に係る少量危険物等の設置場所及び消防用設備等の詳細図、平面図等を添付すること。

[改正後 別記]
第14号様式(第10条関係)

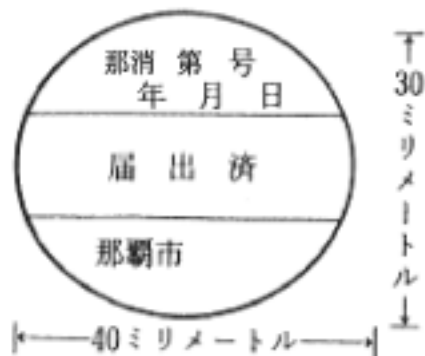


「那消」の次に課の頭文字を、「那覇市」の次に消防長又は消防署長を記入する。

[改正前 別記]
第14号様式



[改正後 別記]
第14号様式の2(第10条関係)



「那消」の次に課の頭文字を、「那覇市」の次に消防長又は消防署長を記入する。

那覇市規則第10号

平成22年 3 月31日

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前

(組織)

第2条 本部に次の課、室及び係を置く。

課	室	係
総務課		総務係 企画係
	消防広域 化対策室	
警防課		[略]
救急課		[略]
予防課		予防係 指導査察係 保安調査係
指令情報 課		[略]

(本部職員の職及び階級)

第3条 本部に消防長及び副消防長を、課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本部に参事を、課に副参事、主幹又は主査を、室に主査、主任、主任主事又は主事を、係に主任、主任主事又は主事を置くことができる。

3 消防職員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。ただし、参事、課長、副参事、主幹、係長、主査、主任、主任主事及び主事については、消防長が特に必要と認めるときは、消防吏員以外の消防職員のうちからこれに充てることができる。

職名	階級
----	----

改正後

(組織)

第2条 本部に次の課及び係を置く。

課	係
総務課	総務係 企画係
警防課	[略]
救急課	[略]
予防課	予防係 指導係 査察係 保安調査係
指令情報 課	[略]

(本部職員の職及び階級)

第3条 本部に消防長及び副消防長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本部に参事を、課に副参事、主幹又は主査を、係に主任、主任主事又は主事を置くことができる。

3 [略]

職名	階級
----	----

<table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>課長 室長 副参事</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> (消防長、副消防長及び課長等の職務) 第4条 [略] 2 [略] 3 課長、室長及び係長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 4 [略] (職務の代理) 第5条 [略] 2～3 [略] 4 室長に事故があるときは、前項の規定を準用する。この場合において、「主務の係長」とあるのは「主査」と読み替えるものとする。	[略]		課長 室長 副参事	[略]	[略]		<table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>課長 副参事</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> (消防長、副消防長、課長等の職務) 第4条 [略] 2 [略] 3 課長及び係長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 4 [略] (職務の代理) 第5条 [略] 2～3 [略]	[略]		課長 副参事	[略]	[略]	
[略]													
課長 室長 副参事	[略]												
[略]													
[略]													
課長 副参事	[略]												
[略]													
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 表の改正規定において、改正部分に係る罫線に対応する改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分に係る罫線を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。													

付 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市規則第11号

平成22年 3 月31日

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前

(軽自動車税の減免)

第10条 [略]

2 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	身体障害者本人運転の場合	生計同一運転者又は介護者の運転の場合
[略]		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	[略]	

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

改正後

(軽自動車税の減免)

第10条 [略]

2 [略]

(1) [略]

障害の区分	障害の級別	
	身体障害者本人運転の場合	生計同一運転者又は介護者の運転の場合
[略]		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	[略]	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	左に同じ

(2) [略]

障害の 区分	重度障害の程度又は障害 の程度	
	身体障害 者本人運 転の場合	生計同一 の 者 運 転 又 は 介 護 の 場 合
[略]		
小腸の 機能障 害	[略]	

(3)～(4) [略]

3 [略]

[別表第2 別記]

障害の 区分	重度障害の程度又は障害 の程度	
	身体障害 者本人運 転の場合	生計同一 の 者 運 転 又 は 介 護 の 場 合
[略]		
小腸の 機能障 害	[略]	
肝臓の 機能障 害	特別項症 から第3項 症までの 各項症	左に同じ

(3)～(4) [略]

3 [略]

[別表第2 別記]

備考

1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第12条関係)

号	施設	減免割合
1～3	[略]	
4	道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項の一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条の学校(大学を除く。)又は同法第82条の2の専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	[略]
5～14	[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第12条関係)

号	施設	減免割合
1～3	[略]	
4	道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項の一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条の学校(大学を除く。)又は同法第124条の専修学校がその園児、児童又は生徒のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	[略]
5～14	[略]	

那覇市規則第12号

平成22年 3 月31日

那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

那覇市職員安全衛生管理規則(昭和50年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の遵守事項) 第3条 職員は、法令で別に定めるもののほか、<u>次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> (1)～(5) [略] (総括安全衛生管理者等) 第5条 法第10条の規定に<u>基づき</u>、総括安全衛生管理者を置く。 2～3 [略] (総括安全衛生管理者の職務) 第6条 総括安全衛生管理者は、法第10条第1項各号に定める事項のほか、<u>次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</u> (1)～(2) [略] 2 総括安全衛生管理者は、<u>第41条に定める安全衛生委員会</u>の意見を尊重し、所属長に対し職員の安全管理及び衛生管理について、必要な措置をとることを命ずることができる。 (安全管理者等) 第7条 法第11条第1項の規定に<u>基づき</u>、安全管理者を置く。 2 第5条第2項の規定は、<u>安全管理者の職務を代理させるため安全管理代理者を置く場合について</u>準用する。 3 [略] (安全管理者の職務) 第8条 安全管理者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第6条第1項に定める事項のほか、<u>次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</u> (1) [略]	(職員の遵守事項) 第3条 職員は、法令で別に定めるもののほか、<u>次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> (1)～(5) [略] (総括安全衛生管理者等) 第5条 法第10条の規定に<u>より</u>、総括安全衛生管理者を置く。 2～3 [略] (総括安全衛生管理者の職務) 第6条 総括安全衛生管理者は、法第10条第1項に<u>掲げる事項</u>のほか、次に掲げる事項を行わなければならない。 (1)～(2) [略] 2 総括安全衛生管理者は、<u>那覇市安全衛生委員会</u>の意見を尊重し、所属長に対し職員の安全管理及び衛生管理について、必要な措置をとることを命ずることができる。 (安全管理者等) 第7条 法第11条第1項の規定に<u>より</u>、安全管理者を置く。 2 第5条第2項の規定は、<u>前項の安全管理者について</u>準用する。 3 [略] (安全管理者の職務) 第8条 安全管理者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第6条第1項に定める事項のほか、<u>次に掲げる事項を行わなければならない。</u> (1) [略]

(2) 安全衛生委員会の意見を尊重し、安全管理に関する指導事項等の推進を図ること。

(3)～(10) [略]

(作業主任者)

第9条 法第14条の規定に基づき、作業主任者を置く。

2 作業主任者は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「政令」という。)第6条各号に定める作業を行う箇所に置くものとする。

(衛生管理者等)

第12条 法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。

2 第6条第2項の規定は、衛生管理者の職務を代理させるため衛生管理代理者を置く場合について準用する。

3 [略]

4 衛生管理者の配置は総括安全衛生管理者が定める。

(衛生管理者の職務)

第13条 衛生管理者は、省令第11条第1項に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1)～(10) [略]

(2) 那覇市安全衛生委員会の意見を尊重し、安全管理に関する指導事項等の推進を図ること。

(3)～(10) [略]

(作業主任者)

第9条 法第14条の規定により、作業主任者を置く。

2 作業主任者は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「政令」という。)第6条に掲げる作業を行う箇所に置くものとする。

(衛生管理者等)

第12条 法第12条第1項の規定により、衛生管理者を置く。

2 第5条第2項の規定は、前項の衛生管理者について準用する。

3 [略]

4 衛生管理者の配置は、総括安全衛生管理者が定める。

(衛生管理者の職務)

第13条 衛生管理者は、省令第11条第1項に定める事項のほか、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1)～(10) [略]

(衛生管理者の業務の受託)

第13条の2 衛生管理者は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者に係る前条第1号から第7号までに掲げる事項を行うことができる。

(安全衛生推進者等)

第13条の3 法第12条の2の規定により、安全衛生推進者及び衛生推進者(以下「安全衛生推進者等」という。)を置く。

2 安全衛生推進者等は、それぞれその資格を有する職員のうちから市長が任命する。

3 安全衛生推進者等の配置は、総括安全衛生管理者が定める。

(産業医) 第14条 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。 2 [略] (産業医の職務) 第16条 産業医は、省令第14条第1項及び第2項並びに第15条に定める事項のほか、職員の保健衛生に関し必要な事項を行わなければならない。 (健康診断の実施責任者) 第18条 健康診断の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、総括安全衛生管理者とする。 (健康診断の実施担当者) 第19条 健康診断の実施担当者(以下「実施担当者」という。)は、産業医とする。ただし、市長が認める医師又は医療機関に委託することができる。 (定期健康診断) 第21条 [略] 2 採用時に実施責任者の指定する健康診断を受けてから3月を経過しない職員に対しては、その年の定期健康診断を行わないことができる。 3～4 [略] (随時健康診断) 第23条 随時健康診断は、総括安全衛生	(安全衛生推進者等の職務) 第13条の4 安全衛生推進者等は、法第10条第1項に掲げる事項(衛生推進者にあつては、衛生に係る事項に限る。)を行わなければならない。 (産業医) 第14条 法第13条の規定により、産業医を置く。 2 [略] (産業医の職務) 第16条 産業医は、省令第14条第1項及び第15条第1項に定める事項のほか、職員の保健衛生に関し必要な事項を行わなければならない。 (産業医の業務の受託) 第16条の2 産業医は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者に係る前条並びに第27条の3並びに第27条の4第1項及び第2項に定める事項を行うことができる。 (健康診断等の実施責任者) 第18条 健康診断及び採用時健康診断の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、総括安全衛生管理者とする。 (健康診断等の実施担当者) 第19条 健康診断及び採用時健康診断の実施担当者(以下「実施担当者」という。)は、産業医とする。ただし、市長が認める医師又は医療機関に委託することができる。 (定期健康診断) 第21条 [略] 2 採用時健康診断を受けてから3月を経過しない職員に対しては、その年の定期健康診断を行わないことができる。 3～4 [略] (随時健康診断) 第23条 随時健康診断は、実施責任者が
--	--

管理者が健康診断の必要があると認める職員について、随時に健康診断の項目を定めてこれを行う。

(健康診断の項目)

第24条 採用時健康診断は、次の各号に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) [略]
- (2) その他総括安全衛生管理者が必要と認める検査

2 定期健康診断は、次の各号に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) [略]
- (2) その他総括安全衛生管理者が必要と認める検査

3 前項の規定にかかわらず、省令第44条第1項第3号から第5号までに規定する検査については、実施担当者の意見に基づき総括安全衛生管理者がその必要を認めない場合は、これを省略することができる。

(健康診断の受託)

第25条 実施責任者は、他の任命権者の依頼があれば当該機関に属する職員の健康診断を行うことができる。

(健康診断の結果の判定等)

第26条 [略]

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、第36条に規定する職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 実施担当者は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 総括安全衛生管理者は、前項の規定により健康診断の結果の報告を受けたときは、これを本人及び所属長に通知するものとする。

健康診断の必要があると認める職員について、随時に健康診断の項目を定めてこれを行う。

(健康診断の項目)

第24条 採用時健康診断は、次に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) [略]
- (2) その他実施責任者が必要と認める検査

2 定期健康診断は、次に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) [略]
- (2) その他実施責任者が必要と認める検査

3 前項の規定にかかわらず、省令第44条第2項の規定により省略することのできる項目については、実施担当者の意見に基づき実施責任者の判断により、これを省略することができる。

(健康診断の受託)

第25条 実施責任者は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者の健康診断(第20条に規定する採用時健康診断を含む。)を行うことができる。

(健康診断の結果の判定等)

第26条 [略]

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、那覇市職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 実施担当者は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を実施責任者に報告しなければならない。

4 実施責任者は、前項の規定により健康診断の結果の報告を受けたときは、これを本人及び所属長に通知するものとする。

(健康診断の結果の判定の受託)

(健康診断個人表の作成)

第27条 総括安全衛生管理者は、各健康診断の結果を健康診断個人票(第3号様式)に記録し、これを保管しなければならない。

第27条の2 [略]

(長時間労働にかかる面接指導の結果の判定等)

第27条の3 [略]

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、第36条に規定する職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 産業医は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 [略]

(病者に対する措置)

第31条 [略]

2 [略]

3 総括安全衛生管理者は、前2項の規定による届出を受けた場合において、必要があると認めるときは、職員衛生管理審議会に諮り、当該職員について、衛生管理上適切な措置を講ずるものとする。

(長期療養の申請と復職等の手続)

第32条 職員が、次の各号の一に該当す

第26条の2 実施担当者は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者の健康診断の結果の判定を行うことができる。

(健康診断個人票の作成)

第27条 実施責任者は、各健康診断の結果を健康診断個人票(第3号様式)に記録し、これを保管しなければならない。

(健康診断個人票の作成の受託)

第27条の2 実施責任者は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者の健康診断個人票を作成し、これを保管することができる。

第27条の3 [略]

(長時間労働にかかる面接指導の結果の判定等)

第27条の4 [略]

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、那覇市職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 産業医は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を総括安全衛生管理者(第16条の2に規定する受託の場合は、依頼した他の任命権者)に報告しなければならない。

4 [略]

(病者に対する措置)

第31条 [略]

2 [略]

3 総括安全衛生管理者は、前2項の規定による届出を受けた場合において、必要があると認めるときは、那覇市職員衛生管理審議会に諮り、当該職員について、衛生管理上適切な措置を講ずるものとする。

(長期療養の申請と復職等の手続)

第32条 職員が、次の各号のいずれかに

る場合は、主治医又は産業医による診断書(第5号様式)を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。

(1)～(2) [略]

- 2 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、前項の可否について、職員衛生管理審議会に諮り、その意見を付して市長に報告しなければならない。

(職員衛生管理審議会の設置)

第36条 職員の健康管理について必要な事項を審議するため、那覇市職員衛生管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(付議事項)

第37条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

- (1) 第32条第1項に規定する復職等の可否に関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する必要な事項

(組織)

第38条 審議会は、委員若干名で組織する。

- 2 委員は、職員のうちから市長が任命する。
3 審議会に会長を置き、総務部長をもって充てる。
4 会長に事故があるときは、総務部人事課長がその職務を行う。

該当する場合は、主治医又は産業医による診断書(第5号様式)を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。

(1)～(2) [略]

- 2 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する復職等の可否について、那覇市職員衛生管理審議会に諮り、その意見を付して市長に報告しなければならない。

(職員衛生管理審議会の設置)

第36条 第32条第1項に規定する復職等の可否に関することその他職員の健康管理について必要な事項を審議するため、那覇市職員衛生管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第37条 審議会の委員は、総務部長、総務部副部長及び人事課長並びに審議会を開催する毎に次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員若干名をもって組織する。

- (1) 本市の産業医
(2) 学識経験者
(3) 本市の機関に属する者

- 2 審議会に会長及び副会長を置き、会長に総務部長を、副会長に総務部副部長をもって充てる。
3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

<u>第39条</u> [略] (審議の受託) <u>第40条</u> 審議会は、他の任命権者からの依頼に基づき当該任命権者に属する職員について、<u>第37条各号に掲げる事項を審議し意見を述べる</u>ことができる。 第5章 <u>安全衛生委員会</u> (安全衛生委員会の設置) <u>第41条</u> 法第19条第1項の規定に基づき、<u>安全衛生委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。 (付議事項) <u>第42条</u> 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1)～(3) [略] (委員会の組織) <u>第43条</u> 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)～(2) [略] <u>第44条</u> [略] (委員長) <u>第45条</u> 委員会に、委員長を置き<u>第43条第1号</u>に規定する者をもって充てる。 2～3 [略] <u>第46条～第49条</u> [略]	<u>第38条</u> [略] (審議の受託) <u>第39条</u> 審議会は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者に係る<u>第36条に定める事項を審議し、意見を述べる</u>ことができる。 第5章 <u>那覇市安全衛生委員会</u> (安全衛生委員会の設置) <u>第40条</u> 法第19条第1項の規定により、<u>那覇市安全衛生委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。 (付議事項) <u>第41条</u> 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1)～(3) [略] (委員会の組織) <u>第42条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1)～(2) [略] <u>第43条</u> [略] (委員長) <u>第44条</u> 委員会に、委員長を置き<u>第42条第1号</u>に規定する者をもって充てる。 2～3 [略] <u>第45条～第48条</u> [略] (適用の特例) <u>第49条</u> 第13条第1号から第7号まで、<u>第16条及び第17条の規定は、市長の事務部局の臨時職員及び非常勤職員について準用する。</u> (その他) <u>第50条</u> この規則に定めるもののほか、<u>職員の安全衛生管理について必要な事項は、市長が定める。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に	

改める。

- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市規則第13号

平成22年 3 月31日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(権衡職員の範囲) 第25条の2 条例第18条第1項第3号の規則で定める職員は、第43条に規定する職員で、同条第1号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する<u>東京事務所への異動又は東京事務所からの異動の直前の住居</u>であった住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。 (時間外勤務手当) 第52条 [略] 2 条例第21条第2項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の<u>振替え等</u>により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1)～(2) [略] 3 [略]	(権衡職員の範囲) 第25条の2 条例第18条第1項第3号の規則で定める職員は、第43条に規定する職員で、同条第1号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する<u>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居</u>であった住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。 (時間外勤務手当) 第52条 [略] 2 条例第21条第2項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の<u>振替え等</u>により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1)～(2) [略] 3 [略] 4 <u>条例第21条第3項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。</u> (1) <u>正規の勤務時間(勤務時間条例第6</u>

(手当の支給日) 第60条 [略] 2 [略]	<u>条に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。)</u>を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(市長が定める職員を除く。) 次に掲げる日 ア 当該月における日曜日 イ 当該月における週休日の振替(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第4条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。) により週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。) に変更された日 (2) <u>正規の勤務時間をを超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条の2の規定の適用を受ける職員として勤務した者(市長が定める職員を除く。)</u> 次に掲げる日 ア 当該月における日曜日に相当する週休日 イ 当該月における週休日の振替(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第4条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日に相当する週休日であるものに限る。) により週休日に変更された日 (3) <u>前2号に掲げる職員以外の職員</u> <u>前2号に掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める日</u> (手当の支給日) 第60条 [略] 2 [略] 3 <u>職員が勤務時間条例第6条の4の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられ</u>
--	---

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。 付 則 8 第10条第1項に規定する職にある職員に対し支給する管理職手当の月額適用については、同項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から<u>平成22年3月31日</u>までの間、同項の規定により算定した額から当該額の25パーセントに相当する額を減じた額とする。	<u>た時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「その次の」とあるのは、「勤務時間条例第6条の4の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。</u> 4 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、<u>前3項</u>の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。 付 則 8 第10条第1項に規定する職にある職員に対し支給する管理職手当の月額適用については、同項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間、同項の規定により算定した額から当該額の25パーセントに相当する額を減じた額とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給日) 第10条 特殊勤務手当の支給日については、那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)第60条第2項及び<u>第3項</u>の規定を準用する。	(支給日) 第10条 特殊勤務手当の支給日については、那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)第60条第2項及び<u>第4項</u>の規定を準用する。
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市規則第14号

平成22年 3 月31日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第7(第22条関係)					別表第7(第22条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
ア 行政職給料表昇格時号給対応表					ア 行政職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級 ～ 3級	4級	5級	6級 ～ 8級		2級 ～ 3級	4級	5級	6級 ～ 8級
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
93		55	85		93		55	85	
94		55	<u>85</u>		94		55		
95		55	<u>85</u>		95		55		
96		55	<u>85</u>		96		55		
97		56	<u>85</u>		97		56		
98		56	<u>85</u>		98		56		
99		56	<u>85</u>		99		56		
100		56	<u>85</u>		100		56		
101		57	<u>85</u>		101		57		
102		57	<u>85</u>		102		57		
103		58	<u>85</u>		103		58		
104		58	<u>85</u>		104		58		
105		59	<u>85</u>		105		59		
106		59	<u>85</u>		106		59		
107		60	<u>85</u>		107		60		
108		60	<u>85</u>		108		60		
109		61	<u>85</u>		109		61		
110		61			110		61		
111		62			111		62		
112		62			112		62		

113	63	
114	<u>64</u>	
115	<u>65</u>	
116	<u>65</u>	
117	<u>66</u>	
118	<u>67</u>	
119	<u>67</u>	
120	<u>68</u>	
121	<u>69</u>	
122	<u>69</u>	
123	<u>70</u>	
124	<u>70</u>	
125	<u>71</u>	

イ
ウ [略]
エ [略]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級 ～ 7級
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
63		125	113	
64		125	<u>114</u>	
65		125	<u>116</u>	
66		125	<u>117</u>	
67		125	<u>119</u>	
68		125	<u>120</u>	
69		125	<u>122</u>	
70		125	<u>124</u>	
71		125	<u>125</u>	

113	63	
114		
115		
116		
117		
118		
119		
120		
121		
122		
123		
124		
125		

イ
ウ [略]
エ [略]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級 ～ 7級
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
63		125	113	
64		125	<u>113</u>	
65		125	<u>113</u>	
66		125	<u>113</u>	
67		125	<u>113</u>	
68		125	<u>113</u>	
69		125	<u>113</u>	
70		125	<u>113</u>	
71		125	<u>113</u>	

72	125	<u>125</u>		72	125	<u>113</u>		
73	125	<u>125</u>		73	125	<u>113</u>		
74	125	<u>125</u>		74	125	<u>113</u>		
75	125	<u>125</u>		75	125	<u>113</u>		
76	125	<u>125</u>		76	125	<u>113</u>		
77	125	<u>125</u>		77	125	<u>113</u>		
78	125	<u>125</u>		78	125	<u>113</u>		
79	125	<u>125</u>		79	125	<u>113</u>		
80	125	<u>125</u>		80	125	<u>113</u>		
81	125	<u>125</u>		81	125	<u>113</u>		
82	125	<u>125</u>		82	125	<u>113</u>		
83	125	<u>125</u>		83	125	<u>113</u>		
84	125	<u>125</u>		84	125	<u>113</u>		
85	125	<u>125</u>		85	125	<u>113</u>		
86	125	<u>125</u>		86	125	<u>113</u>		
87	125	<u>125</u>		87	125	<u>113</u>		
88	125	<u>125</u>		88	125	<u>113</u>		
89	125	<u>125</u>		89	125	<u>113</u>		
90	125	<u>125</u>		90	125	<u>113</u>		
91	125	<u>125</u>		91	125	<u>113</u>		
92	125	<u>125</u>		92	125	<u>113</u>		
93	125	<u>125</u>		93	125	<u>113</u>		
94	125	<u>125</u>		94	125			
95	125	<u>125</u>		95	125			
96	125	<u>125</u>		96	125			
97	125	<u>125</u>		97	125			
98	125	<u>125</u>		98	125			
99	125	<u>125</u>		99	125			
100	125	<u>125</u>		100	125			
101	125	<u>125</u>		101	125			
102	125	<u>125</u>		102	125			
103	125	<u>125</u>		103	125			

104	125	<u>125</u>	104	125	
105	125	<u>125</u>	105	125	
106	125	<u>125</u>	106	125	
107	125	<u>125</u>	107	125	
108	125	<u>125</u>	108	125	
109	125	<u>125</u>	109	125	
110	125		110	125	
111	125		111	125	
112	125		112	125	
113	125		113	125	
114	<u>125</u>		114		
115	<u>125</u>		115		
116	<u>125</u>		116		
117	<u>125</u>		117		
118	<u>125</u>		118		
119	<u>125</u>		119		
120	<u>125</u>		120		
121	<u>125</u>		121		
122	<u>125</u>		122		
123	<u>125</u>		123		
124	<u>125</u>		124		
125	<u>125</u>		125		
イ [略]			イ [略]		
ウ [略]			ウ [略]		
備考					
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。					
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

付 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する行政職給料表の適用を受ける職員であって同日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けて

いた号給が次の各号に掲げられているものを切替日において昇格又は降格させたときの切替日の号給は、当該各号に定める職務の級及び号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第22条又は第23条の規定を適用したときに得られる号給とする。

- (1) 3級で113号給を超える号給である者 3級113号給
- (2) 4級で93号給を超える号給である者 4級93号給

那覇市規則第15号

平成22年 3 月31日

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1(第3条関係)					別表第1(第3条関係)				
現業職給料表					現業職給料表				
職務 の 級	1級～2級	3級	4級	5級	職務 の 級	1級～2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	[略]	[略]	[略]	円	円	[略]
93		347,900	390,500		93		347,900	390,500	
94		348,400	391,100		94		348,400		
95		348,900	391,700		95		348,900		
96		349,400	392,300		96		349,400		
97		349,700	393,000		97		349,700		
98		350,200	393,600		98		350,200		
99		350,700	394,200		99		350,700		
100		351,200	394,800		100		351,200		
101		351,500	395,500		101		351,500		
102		351,900	396,100		102		351,900		
103		352,300	396,700		103		352,300		
104		352,700	397,300		104		352,700		
105		353,200	398,000		105		353,200		
106		353,600	398,600		106		353,600		
107		354,000	399,200		107		354,000		
108		354,400	399,800		108		354,400		
109		354,900	400,500		109		354,900		
110		355,300			110		355,300		
111		355,700			111		355,700		
112		356,100			112		356,100		
113		356,600			113		356,600		
114		357,000			114				
115		357,400			115				
116		357,800			116				
117		358,300			117				
118		358,700			118				
119		359,100			119				
120		359,500			120				
121		360,000			121				

122		360,400		
123		360,800		
124		361,200		
125		361,700		

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級 ～ 3級	4級	5級
[略]	[略]	[略]	[略]
113		62	
114		<u>62</u>	
115		<u>63</u>	
116		<u>64</u>	
117		<u>65</u>	
118		<u>65</u>	
119		<u>66</u>	
120		<u>67</u>	
121		<u>67</u>	
122		<u>68</u>	
123		<u>69</u>	
124		<u>69</u>	
125		<u>70</u>	

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
63		125	113	
64		125	<u>114</u>	

122				
123				
124				
125				

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級 ～ 3級	4級	5級
[略]	[略]	[略]	[略]
113		62	
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
63		125	113	
64		125	<u>113</u>	

65	125	<u>116</u>	65	125	<u>113</u>
66	125	<u>117</u>	66	125	<u>113</u>
67	125	<u>119</u>	67	125	<u>113</u>
68	125	<u>120</u>	68	125	<u>113</u>
69	125	<u>122</u>	69	125	<u>113</u>
70	125	<u>124</u>	70	125	<u>113</u>
71	125	<u>125</u>	71	125	<u>113</u>
72	125	<u>125</u>	72	125	<u>113</u>
73	125	<u>125</u>	73	125	<u>113</u>
74	125	<u>125</u>	74	125	<u>113</u>
75	125	<u>125</u>	75	125	<u>113</u>
76	125	<u>125</u>	76	125	<u>113</u>
77	125	<u>125</u>	77	125	<u>113</u>
78	125	<u>125</u>	78	125	<u>113</u>
79	125	<u>125</u>	79	125	<u>113</u>
80	125	<u>125</u>	80	125	<u>113</u>
81	125	<u>125</u>	81	125	<u>113</u>
82	125	<u>125</u>	82	125	<u>113</u>
83	125	<u>125</u>	83	125	<u>113</u>
84	125	<u>125</u>	84	125	<u>113</u>
85	125	<u>125</u>	85	125	<u>113</u>
86	125	<u>125</u>	86	125	<u>113</u>
87	125	<u>125</u>	87	125	<u>113</u>
88	125	<u>125</u>	88	125	<u>113</u>
89	125	<u>125</u>	89	125	<u>113</u>
90	125	<u>125</u>	90	125	<u>113</u>
91	125	<u>125</u>	91	125	<u>113</u>
92	125	<u>125</u>	92	125	<u>113</u>
93	125	<u>125</u>	93	125	<u>113</u>
94	125	<u>125</u>	94	125	
95	125	<u>125</u>	95	125	
96	125	<u>125</u>	96	125	

97	125	<u>125</u>	97	125	
98	125	<u>125</u>	98	125	
99	125	<u>125</u>	99	125	
100	125	<u>125</u>	100	125	
101	125	<u>125</u>	101	125	
102	125	<u>125</u>	102	125	
103	125	<u>125</u>	103	125	
104	125	<u>125</u>	104	125	
105	125	<u>125</u>	105	125	
106	125	<u>125</u>	106	125	
107	125	<u>125</u>	107	125	
108	125	<u>125</u>	108	125	
109	125	<u>125</u>	109	125	
110	125		110	125	
111	125		111	125	
112	125		112	125	
113	125		113	125	
114	<u>125</u>		114		
115	<u>125</u>		115		
116	<u>125</u>		116		
117	<u>125</u>		117		
118	<u>125</u>		118		
119	<u>125</u>		119		
120	<u>125</u>		120		
121	<u>125</u>		121		
122	<u>125</u>		122		
123	<u>125</u>		123		
124	<u>125</u>		124		
125	<u>125</u>		125		

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する現業職給料表の適用を受ける職員であって同日においてその者が属していた職務の級及び号給が次の各号に掲げられているものの切替日における職務の級及び号給は、当該各号に定める職務の級及び号給とする。
 - (1) 3級で113号給を超える号給である者 3級113号給
 - (2) 4級で93号給を超える号給である者 4級93号給
- 3 前項各号に掲げられている職員を切替日において昇格又は降格させたときの切替日の号給は、当該各号に定める職務の級及び号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第6条の2又は第6条の4の規定を適用したときに得られる号給とする。

那覇市規則第16号

平成22年 3 月31日

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(通勤手当) 第9条の2 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 通勤のため交通機関を利用する者 日額374円 (2) 通勤のため自動車等を利用する者 日額100円	(通勤手当) 第9条の2 [略] 2 [略] (1) 通勤のため交通機関を利用する者 日額462円を限度に市長が定める額 (2) 通勤のため自動車等を利用する者 日額205円を限度に市長が定める額
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市規則第17号

平成22年 3 月31日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 [略] 第4章 <u>地域生活援助事業への活用</u>(第30条・第31条) 第5章～第6章 [略] 付則 第4章 <u>地域生活援助事業への活用</u> (使用の手続) 第30条 条例第58条第1項に規定する申請書は、<u>地域生活援助事業使用許可申請書</u>(第51号様式)とする。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>地域生活援助事業使用許可・不許可通知書</u>(第52号様式)により通知する。 (<u>地域生活援助事業への準用</u>) 第31条 [略]	目次 第1章～第3章 [略] 第4章 <u>社会福祉事業等への活用</u>(第30条・第31条) 第5章～第6章 [略] 付則 第4章 <u>社会福祉事業等への活用</u> (使用の手続) 第30条 条例第58条第1項に規定する申請書は、<u>社会福祉事業等使用許可申請書</u>(第51号様式)とする。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>社会福祉事業等使用許可・不許可通知書</u>(第52号様式)により通知する。 (<u>社会福祉事業等への準用</u>) 第31条 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第18号

平成22年 3 月31日

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(特別保育事業等) 第1条の2 条例第1条に規定する特別保育事業等(以下「事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。 (1)～(2) [略] (3) <u>地域子育て支援センター事業</u> (4) [略] (5) <u>障害児保育対策事業</u> (6) <u>保育所障害児受入促進事業</u> (7)～(8) [略] (負担金) 第14条 第1条の2各号のうち、条例第8条第2項の規定により負担金を徴収する事業及び負担金は、別表第2に定めるとおりとする。 (負担金の納期) 第15条 負担金は、<u>事業を</u>月単位で利用する場合は、<u>毎月20日</u>までにその月分を、日単位で利用する場合は、<u>その日</u>までにその日分を納めなければならない。 [別表第1 別記] 別表第2(第14条関係) <table border="1"> <tr> <th>事業名</th><th>負担金</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>一時保育促進事業</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	事業名	負担金	[略]		一時保育促進事業	[略]	[略]		(特別保育事業等) 第1条の2 条例第1条に規定する特別保育事業等は、次に掲げる事業とする。 (1)～(2) [略] (3) <u>一時預かり事業</u> (4) [略] (5) <u>障がい児保育対策事業</u> (6) <u>保育所障がい児受入促進事業</u> (7)～(8) [略] (9) <u>病児・病後児保育事業</u> (負担金) 第14条 第1条の2各号の<u>事業</u>のうち、条例第8条第2項の規定により負担金を徴収する事業及び<u>負担金の額</u>は、別表第2に定めるとおりとする。 (負担金の納期) 第15条 <u>前条の</u>負担金は、月単位で利用する場合は<u>毎月20日</u>までにその月分を、日単位で利用する場合は<u>利用する日</u>までにその日分を納めなければならない。 [別表第1 別記] 別表第2(第14条関係) <table border="1"> <tr> <th>事業名</th><th>負担金</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>一時保育促進事業 <u>一時預かり事業</u></td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	事業名	負担金	[略]		一時保育促進事業 <u>一時預かり事業</u>	[略]	[略]	
事業名	負担金																
[略]																	
一時保育促進事業	[略]																
[略]																	
事業名	負担金																
[略]																	
一時保育促進事業 <u>一時預かり事業</u>	[略]																
[略]																	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部																	

- 分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分	保育料(月額)
〔略〕	
備考	
1～2 〔略〕	
3 上表の「3歳未満児」とは、保育の実施を受けた日の属する <u>月の初日</u> において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。	
4 上表の「3歳児」とは、保育の実施を受けた日の属する <u>月の初日</u> において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。	
5～7 〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分	保育料(月額)
〔略〕	
備考	
1～2 〔略〕	
3 上表の「3歳未満児」とは、保育の実施を受けた日の属する <u>年度の4月初日</u> において3歳に達していない児童をいう。	
4 上表の「3歳児」とは、保育の実施を受けた日の属する <u>年度の4月初日</u> において4歳に達していない児童(前項の児童を除く。)をいう。	
5～7 〔略〕	

那覇市規則第19号

平成22年 3 月31日

那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記] 第2号様式 [略] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記]	[第1号様式 別記] 第2号様式(第3条関係) [略] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式

犬 の 登 録 申 請 書 [略]			
<u>申請者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)</u> <u>氏 名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</u> <u>電 話</u>			
次のとおり、狂犬病予防法施行規則第3条の規定により申請します。			
[略]			
犬 の 種 類		犬 の 生 年 月 日	[略]
[略]			
犬 の 特 徴			
[略]			

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

犬 の 登 録 申 請 書 [略]			
<u>所有者</u> <u>住 所</u> <u>氏 名</u> <u>生年月日</u> 年 月 日 <u>電話番号</u> <u>(法人の場合は、主たる事務所の所在地、</u> <u>名称及び代表者の氏名)</u>			
次のとおり、狂犬病予防法施行規則第3条の規定により申請します。			
[略]			
犬 の 種 類	ミックス(と)	犬 の 生 年 月 日	[略]
[略]			
犬 の 特 徴	<u>屋内飼育</u> <u>屋外飼育</u>		
[略]			

[改正前 別記]
第3号様式

狂犬病予防注射済票交付申請書 [略]			
<u>申請者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)</u> <u>氏 名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</u> <u>電 話</u>			
次のとおり、狂犬病予防法施行規則第12条第2項の規定により申請します。			
[略]			
犬の種 類		犬 の 生 年 月 日	[略]
[略]			
犬 の 特 徴			
[略]			

[改正後 別記]
第3号様式(第4条関係)

狂犬病予防注射済票交付申請書 [略]			
<u>所有者</u> <u>住 所</u> <u>氏 名</u> <u>生年月日</u> 年 月 日 <u>電話番号</u> <u>(法人の場合は、主たる事務所の所在地、</u> <u>名称及び代表者の氏名)</u>			
次のとおり、狂犬病予防法施行規則第12条第2項の規定により申請します。			
[略]			
犬の種 類	ミックス(と)	犬 の 生 年 月 日	[略]
[略]			
犬 の 特 徴	<u>屋内飼育</u> <u>屋外飼育</u>		
[略]			

[改正前 別記]

第4号様式

犬の鑑札再交付申請書 [略]				
<u>申請者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)</u> <u>氏 名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</u> <u>電 話</u>				
次のとおり、狂犬病予防法施行規則第6条第1項の規定により申請します。				
[略]				
犬の種類	性 別	[略]	犬の 名	特 徴
[略]				

[改正後 別記]

第4号様式(第5条関係)

犬の鑑札再交付申請書 [略]				
<u>所有者</u> <u>住 所</u> <u>氏 名</u> <u>生年月日</u> 年 月 日 <u>電話番号</u> <u>(法人の場合は、主たる事務所の所在地、</u> <u>名称及び代表者の氏名)</u>				
次のとおり、狂犬病予防法施行規則第6条第1項の規定により申請します。				
[略]				
犬の種類	性 別	[略]	犬の 名	特 徴
ミックス(と)				<u>屋内飼育</u> <u>屋外飼育</u>
[略]				

[改正前 別記]
第5号様式

狂犬病予防注射済票再交付申請書 [略]				
<u>申請者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)</u> <u>氏 名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</u> <u>電 話</u>				
次のとおり、狂犬病予防法施行規則第13条第1項の規定により申請します。				
[略]				
犬 の 種 類	性 別	[略]	犬 の 名	特 徴
[略]				

[改正後 別記]
第5号様式(第5条関係)

狂犬病予防注射済票再交付申請書 [略]				
<u>所有者</u> <u>住 所</u> <u>氏 名</u> <u>生年月日</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u> <u>電話番号</u> <u>(法人の場合は、主たる事務所の所在地、</u> <u>名称及び代表者の氏名)</u>				
次のとおり、狂犬病予防法施行規則第13条第1項の規定により申請します。				
[略]				
犬 の 種 類	性 別	[略]	犬 の 名	特 徴
ミックス(と)				<u>屋内飼育</u> <u>屋外飼育</u>
[略]				

[改正前 別記]
第6号様式

犬の登録事項変更等届出書								
年 月 日								
那覇市長 様								
申請者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) 電 話								
狂犬病予防法第4条第4項又は第5項の規定により下記のとおり、届け出します。								
1	犬 の 所 在 地							
2	犬 の 種 類 等	種	類	性	生年月日	毛 色	名 前	体格
3	届 出 事 項 (該当の番号を ○印する)	1所有者の住所(名称・氏名)変更				2犬の所在地の変更		
		3犬の死亡		4所有権放棄		5犬の所有者変更		
4	死亡年月日(所有権放棄の場合はその年月日)	年 月 日						
5	犬の旧所在地							
6	犬の旧所有者 住 所 氏 名							
7	犬 の 所 有 者 の 旧 住 所 (氏名・名称)							
8	鑑札発行都道府県名又は市町村名及び番号	都道府県		年度 第		号		
		市 町 村						
9	鑑 札 及 び 注射済票番号	鑑札 年度 第 号			注射済票 年度 第 号			
※	引 替 交 付	年 月 日			沖縄県那覇市 第 号			

注 届出事項の区分により次の表に示す該当の番号欄のみ記入のこと。

届 出 事 項	記入欄番号	備 考
所有者の住所(氏名・名称)変更	1. 2. 3. 7. 9.	
犬 の 所 在 地 変 更	1. 2. 3. 5. 8.	他の市町村から移転した場合は、鑑札を添付すること。
犬 の 死 亡 ・ 所 有 権 放 棄	1. 2. 3. 4. 9.	鑑札・注射済票を添付する。
犬 の 所 有 者 変 更	1. 2. 3. 6. 9.	

[改正後 別記]
第6号様式(第6条関係)

犬の登録事項変更等届出書

年 月 日

那覇市長 様

所有者
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり、狂犬病予防法第4条第4項又は第5項の規定により届け出します。

犬の名前		犬の種類等	ミックス (と) 雄 雌
変更年月日	年 月 日		
届出事項 (変更・抹消)	☐ 犬の所在地 ☐ 所有者 ☐ 所有者の住所 ☐ 所有者の氏名 ☐ 犬の死亡(年 月 日) ☐ その他()		
旧			
新			
登録年度・登録番号	旧登録番号	年度	第 号
	新登録番号	年度	第 号
鑑札添付欄	鑑札を添付できない理由		

注意 他市町村からの転入又は登録抹消の場合は、鑑札を添付すること。

那覇市規則第20号

平成22年 3 月31日

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第2条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより<u>日額374円</u>以内の額を加算した額とする。 〔別表 別記〕	（報酬） 第2条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより<u>日額462円</u>以内の額を加算した額とする。 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	[略]
	非常勤守衛	日額 15,590円以内で 市長が別に定める額
	[略]	
[略]		
市民協働推進課	[略]	
	那覇市消費生活特別相談員	[略]
	消費生活相談員	[略]
	[略]	
市民課	外国人登録事務員	[略]
	[略]	
[略]		
博物館	[略]	
	古文書解読員	[略]
	非常勤事務員	[略]
商工農水課	[略]	
	チャレンジショップ管理員	[略]
なはまちなか振興課	農業事務補助非常勤職員	日額 5,850
	公設市場非常勤営繕管理員	[略]
	[略]	
	公設市場事務補助非常勤職員	[略]
	那覇市就職相談員	日額 8,430
[略]		
環境保全課	自然観察指導員	月額 143,700
	狂犬病予防事務補助員	[略]
[略]		
障がい福祉課	[略]	
	自立支援医療等非常勤職員	[略]
ちゃーがんじゅう課	[略]	
	介護保険窓口指導員	[略]
	介護保険コンピューター操作員	[略]
	[略]	
保護課	[略]	
	社会保障生計調査員	[略]
[略]		
こどもみらい課	[略]	
	非常勤給食搬送・調理補助員	[略]
	子育て支援担当員	日額 7,350
	保育所入退所相談非常勤職員	[略]
	[略]	
子育て応援課	[略]	

区画整理課	[略]	
契約検査室	[略]	
	機械設備検査非常勤職員	日額 9,490
[略]		
教育委員会総務課	非常勤調理員	時給 920
	非常勤用務員	[略]
	[略]	
	学校事務補助員	[略]
[略]		
文化財課	調査指導員	[略]
	資料整理員	[略]
	副資料整理員	[略]
	識名園管理指導員	[略]
	[略]	
	資料整理補助員	日額 5,300
施設管理課	[略]	
久茂地公民館	プラネタリウム操作技師	[略]
[略]		
学校教育課	[略]	
	外国人英語指導員	日額 13,300
	[略]	
教育研究所	コンピュータ保守点検指導員	[略]
[略]		

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	[略]
	非常勤庁舎管理補助員	日額 6,270
	非常勤守衛	日額(日勤) 6,880 日額(夜勤) 15,590
	[略]	
[略]		
市民協働推進課	[略]	
	那覇市消費生活特別相談員	[略]
	主任消費生活相談員	日額 9,380
	消費生活相談員	[略]
	[略]	
市民課	戸籍関連事務員	日額 6,890
	外国人登録事務員	[略]
	[略]	
[略]		
博物館	[略]	
	古文書解読員	[略]
	教育普及員	日額 8,430
	非常勤事務員	[略]
商工農水課	[略]	
	チャレンジショップ管理員	[略]
	那覇市就職相談員	日額 8,430
	農業事務補助非常勤職員	日額 5,850
	地域雇用創造推進事業推進員	日額 8,430
	緊急雇用対策事業非常勤職員	日額 6,270
なはまちなか振興課	公設市場非常勤営繕管理員	[略]
	[略]	
	公設市場事務補助非常勤職員	[略]
[略]		
環境保全課	狂犬病予防事務補助員	[略]
[略]		
障がい福祉課	[略]	
	自立支援医療等非常勤職員	[略]
	発達支援コーディネーター	日額 15,000
	発達支援専門員	日額 11,060
ちゃーがんじゅう課	[略]	
	介護保険窓口指導員	[略]
	認定調査割り付け相談員	日額 6,270
	介護保険コンピューター操作員	[略]
	[略]	
保護管理課	[略]	

	社会保障生計調査員	[略]
	児童自立支援員	日額 8,430
	生活保護事務支援員	日額 7,980
[略]		
こどもみらい課	[略]	
	非常勤給食搬送・調理補助員	[略]
	保育所入退所相談非常勤職員	[略]
	[略]	
子育て応援課	[略]	
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 6,270
区画整理課	[略]	
契約検査室	[略]	
	機械設備検査非常勤職員	日額 9,800
[略]		
教育委員会総務課	非常勤用務員	[略]
	[略]	
	学校事務補助員	[略]
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 920
[略]		
文化財課	調査指導員	[略]
	副調査指導員	日額 7,090
	調査補助員	日額 6,840
	資料整理員	[略]
	副資料整理員	[略]
	資料整理補助員	日額 5,350
	識名園管理指導員	[略]
	[略]	
	文化財保護専任主事	日額 10,130
施設課	[略]	
久茂地公民館	プラネタリウム操作技師	[略]
	プラネタリウム操作補助員	日額 6,630
[略]		
学校教育課	[略]	
	外国人英語指導員	日額 13,000
	[略]	
学務課	財務会計入力事務員	時給 920
学校給食課	非常勤調理員	時給 920
学校給食センター	非常勤事務員	日額 5,510
教育研究所	図書室補助員	日額 5,880
	コンピュータ保守点検指導員	[略]
[略]		

訓 令

那覇市訓令第 1 号

平成22年 3 月31日

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（那覇市公害対策協議会規程の一部改正）

第1条 那覇市公害対策協議会規程(1972年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 協議会は、次の者及び協議会に付議される事項に係する課長をもって組織する。 環境部長、環境部副部長、企画調整課長、環境保全課長、市民協働推進課長、商工農水課長、なはまちなか振興課長、環境政策課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、建設企画課長、下水道課長、<u>施設管理課長</u>	（組織） 第3条 協議会は、次の者及び協議会に付議される事項に係する課長をもって組織する。 環境部長、環境部副部長、企画調整課長、環境保全課長、市民協働推進課長、商工農水課長、なはまちなか振興課長、環境政策課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、建設企画課長、下水道課長、<u>施設課長</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正）

第2条 那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（幹事会） 第6条 [略] 2 幹事会は、次の者をもって組織する。 ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 環境部副部長、企画調整課長、総務課長、文化振興課長、管財課長、市民協働推進課長、商工農水課長、福祉政策課長、こども政策課長、環境政策課長、環境保全課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、区画整理課長、道路建設課長、下水道課長、消防本部総務課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、<u>施設管理課長</u>	（幹事会） 第6条 [略] 2 幹事会は、次の者をもって組織する。 ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 環境部副部長、企画調整課長、総務課長、文化振興課長、管財課長、市民協働推進課長、商工農水課長、福祉政策課長、こども政策課長、環境政策課長、環境保全課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、区画整理課長、道路建設課長、下水道課長、消防本部総務課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、<u>施設課長</u>

3～4 [略]	3～4 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
(那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程の一部改正)	
第3条 那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程(平成20年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(作業チーム) 第7条 [略] 2 [略] 3 チーム員は、次の課に属する副参事、主幹、主査その他これらに相当する職員から、各課2名以上の者をもって充てる。 新庁舎建設室 管財課 情報政策課 総務課 秘書広報課 平和交流・男女参画室 人事課 企画調整課 財政課 行政経営課 税制課 市民税課 資産税課 納税課 市民協働推進課 市民課 福祉政策課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 <u>保護課</u> 健康推進課 国保長寿医療課 特定健診課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 出納室 議会事務局庶務課 議会事務局議事管理課 議会事務局議事調査課 4 [略]	(作業チーム) 第7条 [略] 2 [略] 3 チーム員は、次の課に属する副参事、主幹、主査その他これらに相当する職員から、各課2名以上の者をもって充てる。 新庁舎建設室 管財課 情報政策課 総務課 秘書広報課 平和交流・男女参画室 人事課 企画調整課 財政課 行政経営課 税制課 市民税課 資産税課 納税課 市民協働推進課 市民課 福祉政策課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 <u>保護管理課</u> <u>保護第一課</u> <u>保護第二課</u> 健康推進課 国保長寿医療課 特定健診課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 出納室 議会事務局庶務課 議会事務局議事管理課 議会事務局議事調査課 4 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 2 号

平成22年 3 月31日

那覇市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

那覇市副市長事務分担規程（1960年那覇市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 この<u>規程</u>は、副市長の事務分担等について必要な事項を定めるものとする。 第2条 副市長の分担事務は、次のとおりとする。 (1) <u>仲村副市長</u> 総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務 (2) <u>與儀副市長</u> 市民文化部、経済観光部、環境部、健康福祉部及びこどもみらい部の分掌する事務	第1条 この<u>訓令</u>は、副市長の事務分担等について必要な事項を定めるものとする。 第2条 [略] (1) <u>神谷副市長</u> 総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務 (2) <u>仲村副市長</u> 市民文化部、経済観光部、環境部、健康福祉部及びこどもみらい部の分掌する事務
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 3 号

平成22年 3 月31日

那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程(1971年那覇市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担当事務) 第2条 委員会は、那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程(1971年那覇市訓令第10号)に基づく競争入札参加者の資格について調査審査する。 (組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画調整課長、経済観光部副部長、契約検査室長、区画整理課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長	(担当事務) 第2条 委員会は、那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程(1971年那覇市訓令第10号)に基づく競争入札参加者の資格について調査<u>及び</u>審査する。 (組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画調整課長、経済観光部副部長、<u>生涯学習部副部長</u>、契約検査室長、区画整理課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、<u>施設課長</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 4 号

平成22年 3 月31日

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「条例」という。)、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「規則」という。)及び那覇市現業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和58年那覇市規則第5号。以下「現業規則」という。)の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日等について、必要な事項を定めるものとする。 [別表 別記]	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「条例」という。)、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「規則」という。)及び那覇市現業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和58年那覇市規則第5号。以下「現業規則」という。)の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日等について、必要な事項を定めるものとする。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間	
1～5 [略]				
6	文化振興課に勤務する職員のうちパレット市民劇場に勤務する職員以外のもの	[略]	日曜日、月曜日及び水曜日から土曜日まで 早番又は遅番のうちから所属長が定める。	[略] 遅番 8時30分から17時15分まで (16時から20時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
7	文化振興課に勤務する職員のうちパレット市民劇場に勤務するもの	(1) 火曜日 (2) 4週につき4日 所属長が指定する日	日曜日、月曜日及び水曜日から土曜日まで 8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)	
8	博物館に勤務する職員 那覇市歴史博物館 那覇市立壺屋焼物博物館	[略]		
9	こどもみらい課に勤務する職員のうち保育所に勤務するもの(主任調理員及び調理員を除く。)	(1)～(2) [略] (3) 那覇市石嶺保育所、那覇市宇栄原保育所、那覇市若狭浦保育所、那覇市鏡原保育所及び那覇市与儀保育所(以下「石嶺保育所等」という。)については、4週につき2日所属長が指定する日 (4) 石嶺保育所等以外の保育所については、4週につき1日所属長が指定する日	石嶺保育所等 (1)から(8)までのうちから所属長が定める。 石嶺保育所等以外の保育所 (1)から(15)までのうちから所属長が定める。	[略] [略]
10～11 [略]				

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

号	職員の範囲		週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間	
1～5 [略]					
6	文化振興課に勤務する職員		[略]	日曜日、月曜日及び水曜日から土曜日まで 早番又は遅番のうちから所属長が定める。	[略] 遅番 13時15分から22時まで で (16時から20時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
7	博物館に勤務する職員	那覇市歴史博物館 那覇市立壺屋焼物博物館	[略]		
8	こどもみらい課に勤務する職員のうち保育所に勤務するもの		(1)～(2) [略] (3) <u>那覇市宇栄原保育所</u> 、 <u>那覇市若狭浦保育所</u> 、 <u>那覇市鏡原保育所</u> 、 <u>那覇市与儀保育所</u> 及び <u>那覇市久場川保育所</u> (以下「 <u>宇栄原保育所等</u> 」という。)については、4週につき2日所属長が指定する日 (4) <u>宇栄原保育所等</u> 以外の保育所については、4週につき1日所属長が指定する日	<u>宇栄原保育所等</u> (1)から(8)までのうちから所属長が定める。 <u>宇栄原保育所等</u> 以外の保育所 (1)から(15)までのうちから所属長が定める。	[略] [略]
9～10 [略]					

那 覇 市 訓 令 第5号

那覇市教育委員会教育長訓令 第5号

平 成 22 年 3 月 31 日

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 桃 原 致 上

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市緑化推進本部規程(平成11年那覇市訓令第17号、那覇市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 総務課長、<u>企画調整課建設管理部担当の副参事</u>、資産税課長、市民協働推進課長、環境保全課長、商工農水課長、観光課長、都市計画課長、建築指導課長、区画整理課長、建築工事課長、道路建設課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、<u>施設管理課長</u> 4～6 [略] (委任) 第9条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。	(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 総務課長、<u>企画調整課建設管理部担当の副参事又は主幹</u>、資産税課長、市民協働推進課長、環境保全課長、商工農水課長、観光課長、都市計画課長、建築指導課長、区画整理課長、建築工事課長、道路建設課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、<u>施設課長</u> 4～6 [略] (委任) 第9条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第6号
那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第2号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第2号
那覇市教育委員会教育長訓令 第4号
平 成 22 年 3 月 31 日

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市上下水道事業管理者 松 本 親

那覇市教育委員会教育長 桃 原 致 上

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程(平成15年那覇市訓令第17号、那覇市消防本部訓令第5号、那覇市水道局規程第3号、那覇市病院管理規程第33号、那覇市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
[略]	
教育委員会	総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、文化財課長、 <u>施設管理課長</u> 、学校教育課長、総合青少年課長、学務課長、 <u>学校給食室長</u> 、中央公民館長、中央図書館長、教育研究所長、学校給食センター所長

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
[略]	
教育委員会	総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、文化財課長、 <u>施設課長</u> 、学校教育課長、総合青少年課長、学務課長、 <u>学校給食課長</u> 、中央公民館長、中央図書館長、教育研究所長、学校給食センター所長

那覇市訓令第 7 号

平成22年 3 月31日

那覇市消防広域化等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防広域化等検討委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市消防広域化等検討委員会規程(平成20年那覇市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、<u>総務部副部長、企画財務部副部長(経営企画室担当の副部長とする。以下同じ。)、企画財務部参事2人、健康福祉部健康保険局参事(健康推進課担当の参事とする。)、消防本部副消防長及び消防本部参事2人で組織する。</u> 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に<u>消防本部副消防長</u>を、副委員長に<u>企画財務部副部長</u>をもって充てる。 (幹事会) 第7条 [略] 2 幹事会は、<u>消防本部総務課副参事、企画財務部経営企画室副参事2人(企画担当の副参事とする。以下同じ。)、総務部総務課市民防災室主幹、企画財務部財政課主査(消防本部担当の主査とする。)、健康福祉部健康保険局健康推進課副参事並びに消防本部総務課、救急課、警防課、予防課及び指令情報課の主幹で組織する。</u> 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に<u>消防本部総務課副参事</u>を、副幹事長に<u>企画財務部経営企画室副参事のうち1人</u>をもって充てる。 4～5 [略]	(組織) 第3条 委員会は、<u>副市長(企画財務部担当の副市長とする。以下同じ。)、総務部長、企画財務部長、健康福祉部長、健康福祉部健康保険局長及び消防長で組織する。</u> 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に<u>副市長</u>を、副委員長に<u>消防長</u>をもって充てる。 (幹事会) 第7条 [略] 2 幹事会は、<u>総務部副部長、企画財務部副部長(企画調整課担当の副部長とする。以下同じ。)、企画財務部参事、健康福祉部副部長、健康福祉部健康保険局参事(健康推進課担当の参事とする。)</u>及び<u>総務部総務課市民防災室長並びに消防本部副消防長、消防本部参事及び消防本部総務課副参事(企画係担当の副参事とする。)</u>で組織する。 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に<u>消防本部副消防長</u>を、副幹事長に<u>企画財務部副部長</u>をもって充てる。 4～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 1 8 7 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

那覇市職員等の公益通報に関する要綱について

那覇市職員等の公益通報に関する要綱（平成 22 年 3 月 24 日総務部長決裁）を次のように制定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員等による公益通報を適切に処理するための基本的事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、市政の適法かつ公正な運営を推進することにより市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長事務部局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、上下水道局及び議会事務局に所属する職員(臨時的任用職員、非常勤職員及び派遣職員を含む。)
- (2) 市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者及びその役員又は従業員並びに指定管理者及びその管理する公の施設に従事している者
- 2 この要綱において「公益通報」とは、市政の適法かつ公正な執行を確保するために、職員等がする通報(前項第2号に規定する者については、その者が受託、請負等をした事業に関する通報に限る。)をいう。
- 3 この要綱において「公益通報者」とは前項の公益通報を行う職員等をいう。

(公益通報)

第3条 職員等は、市の事務事業に関し次に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしていられるときは、公益通報をすることができる。

- (1) 法令(条例、規則等を含む。)に違反する事実
- (2) 人の生命若しくは身体の保護又は利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれがある事実
- (3) 市に対する市民等の信頼を損なうおそれがある事実

(公益通報者の責務)

第4条 公益通報者は、公益通報に当たっては、所属及び氏名を明らかにし、客観的な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

- 2 公益通報者は、他人に損害を与える目的その他不正な目的又は人事上の処遇その他自らの私的利益を得る目的で公益通報をしてはならない。

(公益通報者の保護)

第5条 公益通報者は、第3条に規定する公益通報をしたことによっていかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 公益通報に係る文書及び公益通報者に関する情報等は、原則として非公開とする。
- 3 職員等は、公益通報者を特定しようとする行為をしてはならない。

(公益通報の処理)

第6条 公益通報は、公益通報書(第1号様式)により文書又は電子メールにより、人事課長に対して行うものとする。

- 2 人事課長は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨

及びその理由を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(人事課長の調査)

第7条 人事課長は、公益通報を受理した場合には、当該公益通報について調査の必要があると認めるときは、直ちに調査を開始するものとする。

2 前項の調査は、公益通報の対象となった職員等、関係する課等に対し行い、その結果を調査結果報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第8条 市長は、前条第2項に規定する調査の結果に応じて、是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)をとるものとし、その内容について、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(公表等)

第9条 市長は、是正措置等に関し必要と認める事項を適宜公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する公表の後、是正措置等の実施状況を適宜確認し、必要があると認めるときは新たな改善策を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、公益通報したことを理由とした不利益な取扱い等が行われていないか、公益通報者に対し適宜確認するものとする。

(任命権者の協議)

第10条 市長は、公益通報の内容が教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、上下水道局及び議会事務局に関係する場合は、前3条の規定の適用について、必要に応じそれぞれの任命権者と協議するものとする。

(運用上の注意)

第11条 この要綱の運用に当たっては、公益通報者、公益通報の対象となった職員等、その他関係人の人権が侵害されないように配慮しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は人事課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 6 条関係)

年 月 日

人事課長 様

公益通報書

所 属		氏 名	
連 絡 先			
1 行政運営上の違法・不当な行為の内容			
2 行政運営上の違法・不当な行為に関係するものの所属、職名及び氏名			
3 行政運営上の違法・不当な行為の事実の確認方法			
☐ 添付資料あり ☐ 添付資料なし			
備考			

※ 人事課長記載欄

通報受付番号	
受付日時	年 月 日 () 時 分
受付方法	面談・郵送・電子メール・その他 ()
通報対象 事実の確認	明らかに事実あり・要調査(現時点では不明) ・明らかに事実なし・その他 ()
その他	備考
人事課長の補完資料等 ☐ あり ☐ なし	

※ 決裁欄

部長	副部長	人事課長	人事課長の判断
			☐ 受理(要調査) ☐ 受理(調査不要) ☐ 不受理

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

市長 様

調査結果報告書

通報受付番号		調査者氏名	
調査期間			
公益通報の概要			
調査方法			
調査結果			
備 考			

※ 決裁欄

市長	副市長	副市長	部長	副部長	人事課長	是正措置の必要性
						☐ あり ☐ なし

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号

平 成 2 2 年 3 月 3 1 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 6 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

機関	職
[略]	
教育委員会	[略]
	公民館 [略]
	小学校 [略]
	中学校 [略]
	幼稚園 園長
[略]	

備考

1～5 [略]

6～8 [略]

9 表中「図書館」とは、那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)第1条に規定する那覇市立図書館をいう。

10 表中「公民館」とは、那覇市公民館条例(昭和50年那覇市条例第34号)第2条に規定する公民館をいう。

11 表中「幼稚園」とは、那覇市立幼稚園管理運営規則(昭和61年那覇市教育委員会規則第3号)第1条に規定する那覇市立幼稚園をいう。

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

機関	職
[略]	
教育委員会	[略]
	公民館 [略]
	幼稚園 園長
	小学校 [略]
	中学校 [略]
[略]	

備考

1～5 [略]

6 表中「図書館」とは、那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)第1条に規定する那覇市立図書館をいう。

7 表中「公民館」とは、那覇市公民館条例(昭和50年那覇市条例第34号)第2条に規定する公民館をいう。

8 表中「幼稚園」とは、那覇市立幼稚園管理運営規則(昭和61年那覇市教育委員会規則第3号)第1条に規定する那覇市立幼稚園をいう。

9～11 [略]

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第 1 号
平成 2 2 年 3 月 3 1 日

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市福祉事務所長
澤 岷 郁 子

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程(昭和54年那覇市福祉事務所長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、那覇市福祉事務所長(以下「所長」という。)の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の専決について必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この<u>規程</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 専決 <u>専決者がこの規程に定める事務について自からの判断と責任において最終的に意思を決定することをいう。</u> (3)～(4) [略] (専決事項) 第3条 所長の権限に属する事務のうち、こどもみらい部長、副部長、課長、担当副参事、主幹又は主査が専決することができる事務は、別表に定めるとおりとする。 (専決の例外) 第5条 この<u>規程</u>により専決できる事項であっても、次の各号の<u>一</u>に該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。 (1) <u>規程の解釈上疑義があると認められる事項</u> (2)～(4) [略] (5) <u>その他特に上司において事案を</u>	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、那覇市福祉事務所長(以下「所長」という。)の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の専決について必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この<u>訓令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 専決 <u>専決者がこの訓令に定めるところにより所長に代わって決裁することをいう。</u> (3)～(4) [略] (専決事項) 第3条 所長の権限に属する事務のうち、こどもみらい部長、副部長、<u>参事(参事兼保護管理課長に限る。以下同じ。)</u>、課長、担当副参事、主幹又は主査が専決することができる事務は、別表に定めるとおりとする。 (専決の例外) 第5条 この<u>訓令</u>により専決できる事項であっても、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。 (1) <u>訓令の解釈上疑義があると認められる事項</u> (2)～(4) [略]

知っておく必要があると認められる事項

(代決)

第6条 所長が決裁する事項について所長が不在のときは健康福祉部副部長が、健康福祉部副部長も不在のときは主務の課長が代決する。

2～3 [略]

4 [略]

5 前項の規定にかかわらず、保護課においては、課長が専決する事項について課長が不在のときは課長があらかじめ指名する担当副参事が代決するものとし、担当副参事が専決する事項について担当副参事が不在のときは、担当副参事があらかじめ指名する主幹又は主査が代決する。

別表

[略]

保護課長(兼参事)の専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 生活保護法第63条に規定する返還額の決定に関すること。

(5) 生活保護法第76条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。

(6) 生活保護法第77条第1項及び第78条に規定する費用の徴収に関すること。

(7) 生活保護法第77条第2項に規定する家庭裁判所への申立に関すること。

(8) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第12条に規定する遺留物件の保管、売却及び棄却

(代決)

第6条 所長が決裁する事項について所長が不在のときは健康福祉部副部長が、健康福祉部副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、保護管理課、保護第一課及び保護第二課における所長が決裁する事項について所長が不在のときは、参事が代決する。

2～3 [略]

4 参事が専決する事項について参事が不在のときは、主務の課長が代決する。

5 [略]

6 前項の規定にかかわらず、保護管理課において、課長が専決する事項について課長が不在のときは、室長が代決する。

別表

[略]

参事の専決事項

(1)～(3) [略]

に關すること。

保護管理課長の専決事項

- (1) 生活保護法第29条に規定する調査の囑託及び報告の請求に關すること。
- (2) 生活保護法第63条に規定する返還額の決定に關すること。
- (3) 生活保護法第76条第1項に規定する遺留金品の処分に關すること。
- (4) 生活保護法第77条第1項及び第78条に規定する費用の徴収に關すること。
- (5) 生活保護法第77条第2項に規定する家庭裁判所への申立に關すること。
- (6) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下「行旅病人法」という。)第2条第1項に規定する行旅病人の救護及び同条第2項に規定する行旅病人の同伴者の救護並びに第8条第1項に規定する行旅死亡人の同伴者の救護に關すること。
- (7) 行旅病人法第3条及び第8条第2項に規定する扶養義務者及び公共団体に対する通知並びに引き取り手續に關すること。
- (8) 行旅病人法第7条第1項に規定する行旅死亡人の記録並びに埋葬及び火葬に關すること。
- (9) 行旅病人法第9条に規定する行旅死亡人の告示及び公告に關すること。
- (10) 行旅病人法第10条に規定する相続人等及び公共団体に対する通知に關すること。
- (11) 行旅病人法第12条に規定する遺留物件の保管、売却及び棄却に關すること。

保護課担当副参事の専決事項

(1)～(5) [略]

(6)～(8) [略]

(9) 生活保護法第80条に規定する保護金品の返還の免除に関すること。

(10) 生活保護法第81条に規定する後見人の選任の請求に関すること。

(11) 行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条第1項に規定する行旅病人の救護及び同条第2項に規定する行旅病人の同伴者の救護並びに第8条第1項に規定する行旅死亡人の同伴者の救護に関すること。

(12) 行旅病人及行旅死亡人取扱法第3条及び第8条第2項に規定する扶養義務者及び公共団体に対する通知並びに引き取り手続に関すること。

(13) 行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項に規定する行旅死亡人の記録並びに埋葬及び火葬に関すること。

(14) 行旅病人及行旅死亡人取扱法第9条に規定する行旅死亡人の告示及び公告に関すること。

(15) 行旅病人及行旅死亡人取扱法第10条に規定する相続人等及び公共団体に対する通知に関すること。

(12) 行旅病人法第13条第1項に規定する行旅死亡人取扱費用の弁償に関すること。

(13) 行旅病人法第14条に規定する遺留物件の引渡しに関すること。

保護第一課長及び保護第二課長の専決事項(保護第二課長については(16)を除く。)

(1)～(5) [略]

(6) 生活保護法第29条に規定する調査の囑託及び報告の請求に関すること。

(7)～(9) [略]

(16) <u>行旅病人及行旅死亡人取扱法第13条第1項に規定する行旅死亡人取扱費用の弁償に関すること。</u> (17) <u>行旅病人及行旅死亡人取扱法第14条に規定する遺留物件の引渡しに関すること。</u> 保護課主幹及び主査(査察指導員に限る。)の専決事項 (1) <u>保護課担当副参事の専決事項のうち、その決定に関し、疑義又は裁量の余地のないもの。</u> (2)～(3) [略]	(10) <u>生活保護法第63条に規定する返還額の決定に関すること。</u> (11) <u>生活保護法第76条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。</u> (12) <u>生活保護法第77条第1項及び第78条に規定する費用の徴収に関すること。</u> (13) <u>生活保護法第77条第2項に規定する家庭裁判所への申立に関すること。</u> (14) <u>生活保護法第80条に規定する保護金品の返還の免除に関すること。</u> (15) <u>生活保護法第81条に規定する後見人の選任の請求に関すること。</u> (16) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に関すること。</u> 保護管理課、保護第一課及び保護第二課の主幹及び主査(査察指導員に限る。)の専決事項 (1) <u>保護管理課長、保護第一課長及び保護第二課長の専決事項のうち、その決定に関し、疑義又は裁量の余地のないもの。</u> (2)～(3) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- | |
|--|
| <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p> |
|--|

付 則(平成22年3月23日福祉事務所長訓令第1号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。